

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成26年7月10日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石川 昌 秀
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【事務連絡者氏名】	谷 口 嘉 邦 連絡場所 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号
【電話番号】	03-6731-4720
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田グローバルバランスオープン
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限 1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

明治安田グローバルバランスオープン（以下「ファンド」といいます。）  
愛称として「五穀豊穰」という名称を用いることがあります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。本届出書において「自動継続投資契約」とは、このファンドについて取得申込者と販売会社が締結する「自動継続投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動継続投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。以下「別に定める契約」といいます。）。に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

### (5)【申込手数料】

申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.16%（税抜2.0%）を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます（以下同じ。）。

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

### (6)【申込単位】

「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。

いずれのコースでも販売会社が定めるお申込単位となります。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社によりどちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問合せください。

### (7)【申込期間】

平成26年7月11日から平成27年1月9日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）の照会先は以下のとおりです。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

### (9)【払込期日】

申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額（申込代金）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込みに係る追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

### (10)【払込取扱場所】

申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」をご参照下さい。

### (11)【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

### (12)【その他】

申込証拠金はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

4月10日（休業日の場合は翌営業日）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田グローバルバランスオープンは、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券へ分散投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

また、内外の株式・公社債ならびに短期金融資産に直接投資することがあります。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

#### ・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内 海外	株式 債券 不動産投信
追加型	内外	その他資産（ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類表（網掛け表示部分）の定義 >

#### 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

#### 内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### ・属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本含む) 日本 北米	ファミリー ファンド	あり ( )
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) 資産配分変更型))	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 属性区分表（網掛け表示部分）の定義 >

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分変更型））

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのもの)を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。

**年1回**

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

**グローバル(日本含む)**

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む。)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

**為替ヘッジなし**

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

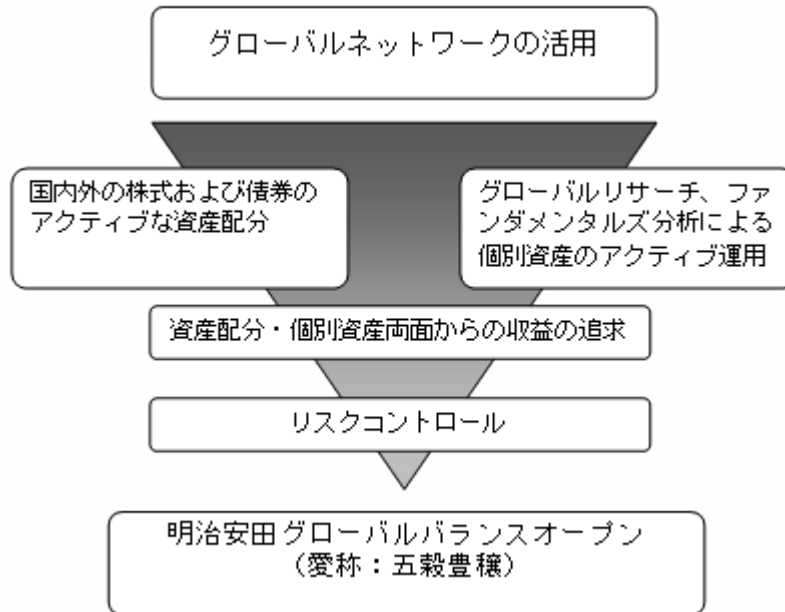
当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

信託金の限度額：上限1,000億円

ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

主として「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」および「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」（以下「各マザーファンド」といいます）の各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の資産配分をアクティブに行い、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な超過収益の獲得を目指します。また、内外の株式、公社債ならびに短期金融資産に直接投資する事があります。



## リサーチの特色

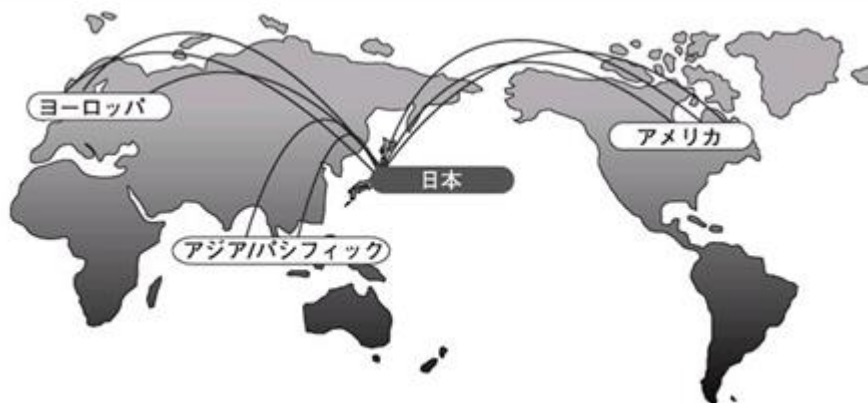
### 1. リサーチの視点

- ・ファンダメンタルズリサーチを重視した運用により、株式・債券で市場を上回る収益獲得を目指します。経済・企業活動のグローバル化により世界の市場の統合度は高まりつつあり、グローバルな視点に基づくリサーチ・運用を重視しています。
- ・株式運用においては、国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティー（経営内容の質、財務体質等）の高い銘柄に投資します。
- ・債券運用においては、為替や金利の水準・期間構造の変化を生み出す中期的なマクロ経済トレンドの分析・予測に重点を置き、アクティブな国別配分、通貨配分、デュレーションの変更により付加価値の追求を行います。

### 2. リサーチの体制

#### <グローバルリサーチ>

海外の調査・運用に関しては、ヨーロッパ、アメリカ、アジア/パシフィックをカバーするアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのネットワークを活用します。

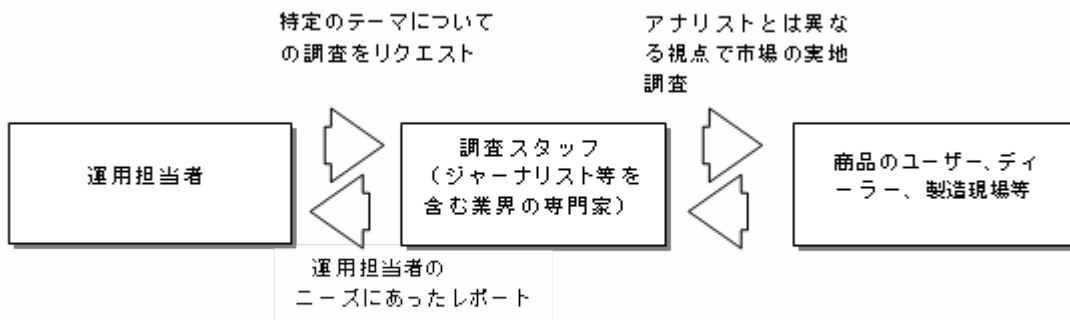


#### <グラスルーツリサーチ>

グラスルーツリサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点で競争環境や事業の発展など、現在及び将来の投資に影響を与える重要な情報収集を捉えることを目的とします。グラスルーツリサーチが厚みのある情報を提供します。

- ・アリアンツ・グローバル・インベスターズグループ独自の調査ネットワークです。
- ・運用担当者が調査テーマをリクエストします（調査の双方向性）。
- ・商品のユーザー、ディーラーあるいは製造現場の声を調査します。

## （グラスルーツリサーチのイメージ）



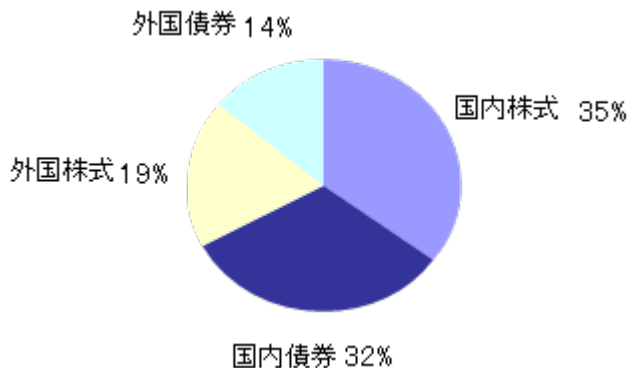
※ グラスルーツリサーチは、通常のファンダメンタルズリサーチの補完的な位置付けであり、組入れる銘柄すべてについて行うわけではありません。

各マザーファンドの基本資産配分の比率は、当社の投資プロセスに基づいて毎月見直します。

## ＜資産配分戦略の特徴＞

- ・国内外の株式および債券を投資対象とした分散投資を行います。各アセット・クラス間でアクティブに資産配分を行い、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な収益の獲得を目指します。
  - ・当社のグローバル バランス運用は、3段階で付加価値を追求します。
1. 日本株式、日本債券、外国株式、外国債券の各アセット・クラスの間で、リスクをコントロールしつつアクティブに配分を決定します。
  2. 株式運用プロセスは個別銘柄選択を重視し、国別・セクター別アロケーションはリスクコントロールとして位置づけます。
  3. 債券運用プロセスは、リスクをコントロールしつつ、ベンチマークに対する通貨・デュレーション・イールド カーブ ポジショニングを重視します。
- ・資産配分戦略（アセット・アロケーション）の決定
- アセット・アロケーションは、資産別各運用チームから提供される情報をもとに毎月投資政策委員会で協議され、決定されます。（相場急変時には臨時にアセット・アロケーションの変更を検討し、必要に応じて見直しを行います。）

## ＜アセット・アロケーション＞ 標準的資産配分イメージ



（単位：％）

資産	標準的 資産配分比率	変動範囲
国内株式（明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド）	35	± 15
国内債券（明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド）	32	± 15
外国株式（明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド）	19	± 10
外国債券（明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド）	14	± 10

標準的資産配分比率および変動範囲は、あくまでも資料作成時点において想定しているものであり、今後の経済・金融情勢動向により予告なく見直す場合があります。

TOPIX（東証株価指数）、NOMURA - BPI総合、MSCI - KOKUSAI 指数（円換算値）、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を個別資産のベンチマークとします。

TOPIX（東証株価指数）は、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所）が公表する株価指数で、東京証券取引所 市場第一部に上場されている全ての株式の時価総額を指数化したものです。TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利及びTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI総合は、日本国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI - KOKUSAI指数は、MSCI Inc. が算出・公表している株価指数で、日本を除く世界主要国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。MSCI - KOKUSAI指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI

Inc. に帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。なお、ドルベースの指数(配当込み、ヘッジなし)をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を乗じて、委託会社において円換算値を計算しています。

シティ世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

(2) 【ファンドの沿革】

- |            |   |
|------------|---|
| 平成13年4月11日 | 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始                                |
| 平成21年4月1日  | ファンドの名称を「明治ドレスナー・グローバルバランスオープン」から「MDAMグローバルバランスオープン」に変更 |
| 平成22年10月1日 | ファンドの名称を「MDAMグローバルバランスオープン」から「明治安田グローバルバランスオープン」に変更     |

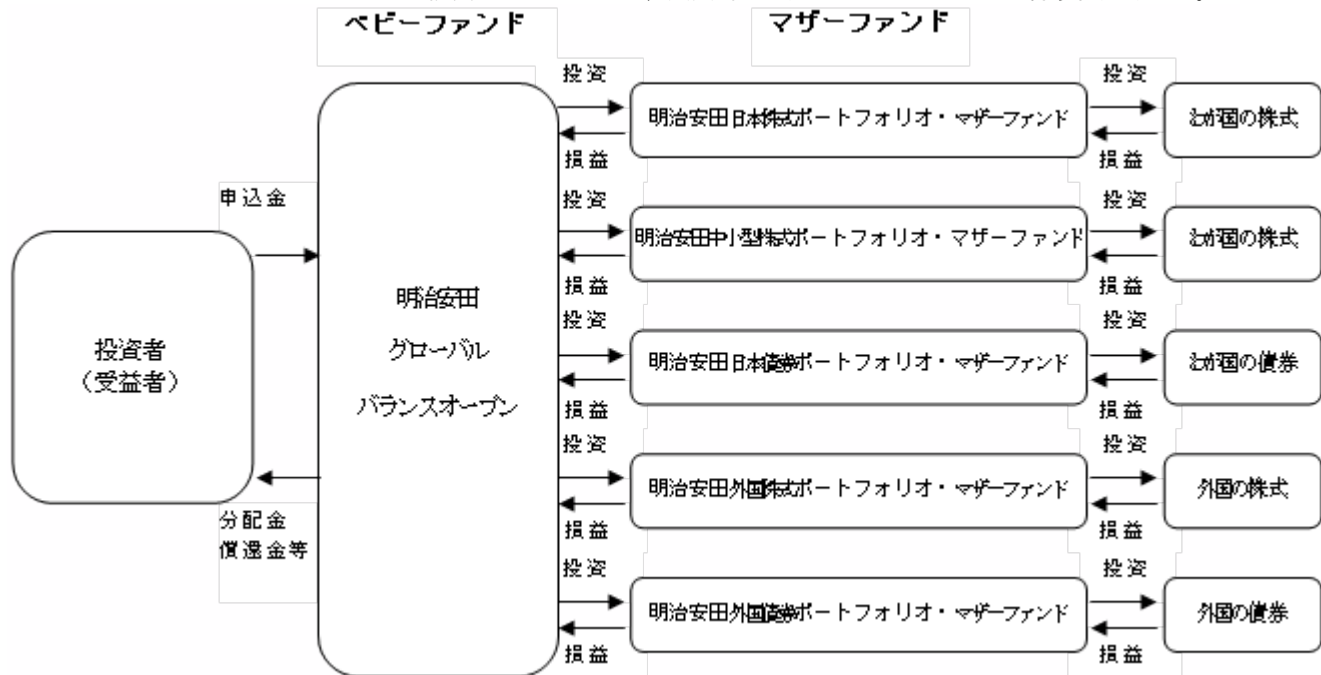


## (3)【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

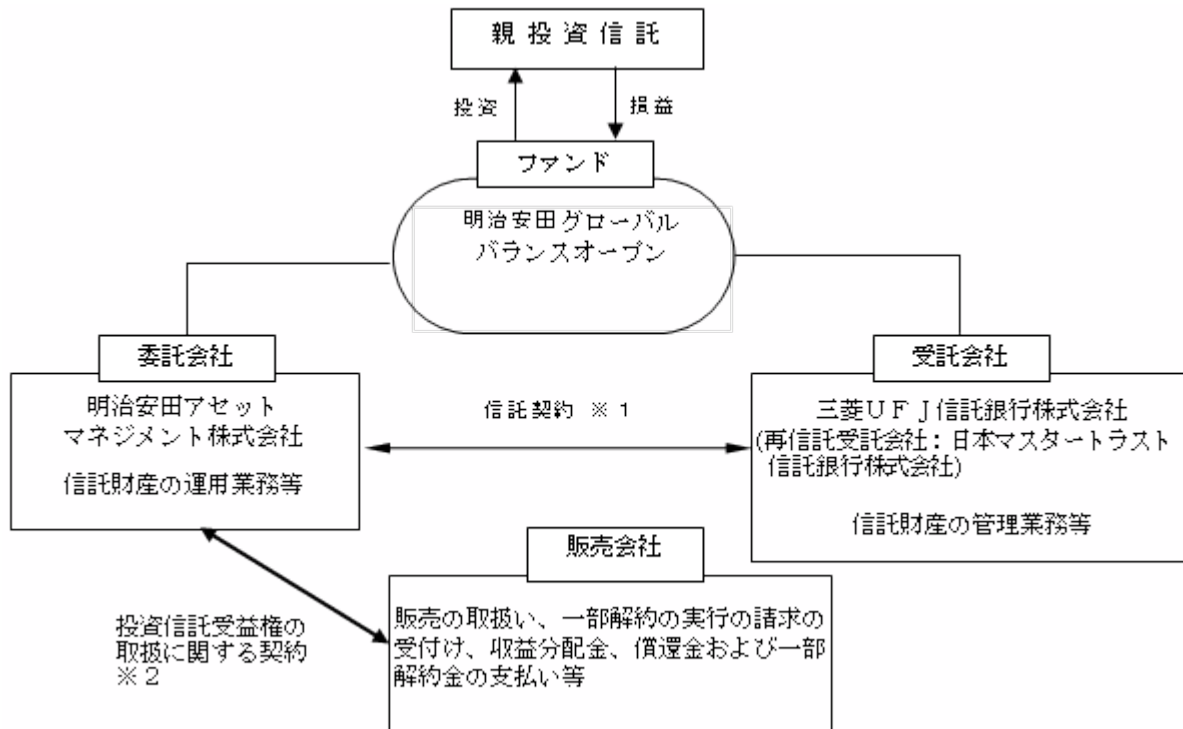
「ファミリーファンド方式」とは、お客様からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益は全て投資者である受益者に帰属します。

## 委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社  
信託財産の保管・管理業務等を行います。(受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)
3. 販売会社  
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



## 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

## 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

## 委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10億円

## 2. 委託会社の沿革

昭和61年11月： コスモ投信株式会社設立

平成10年10月： ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

平成12年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

平成12年7月： 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

平成21年4月： 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

平成22年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

## 3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・アム・マイン, ボッケンハイマー・ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### (A) 運用方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行います。

#### (B) 運用の形態等

各マザーファンドを通して、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券に分散投資し、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な収益の獲得を目指すアクティブ運用を行います。

#### (C) 投資態度

主として「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」および「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券の資産配分をアクティブに行い、資産配分と個別資産の運用の両方で安定的な超過収益の獲得を目指します。

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの基本資産配分の比率は、当社の投資プロセスに基づいて毎月見直します。

TOPIX（東証株価指数）、NOMURA - BPI総合、MSCI - KOKUSAI 指数（円換算値）、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を個別資産のベンチマークとします。

実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いませんが、市況動向等によっては一部為替ヘッジを行う場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

### (参考) 親投資信託の概要

#### 「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」

##### 投資の基本方針

##### 1 基本方針

この投資信託は、TOPIX（東証株価指数）を上回る投資成果をめざして運用を行います。

##### 2 運用方法

##### (1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

TOPIX500に含まれている銘柄を主要投資対象とします。

投資する銘柄数は、50前後を目安とします。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

投資については、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析、企業への訪問・ヒアリング、グラスルーツリサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。

年金運用で培ったリスクコントロール手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。

##### (3) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。

#### 「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」

##### 投資の基本方針

##### 1 基本方針

この投資信託は、わが国の中小型株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

##### 2 運用方法

##### (1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

おもにTOPIX500対象銘柄以外の銘柄を主要投資対象とします。

投資する銘柄数は、50～80程度を目安とします。

株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

企業トップマネジメントとのミーティングを重視したボトムアップ・リサーチにグラスルーツ リサーチを加え成長企業の発掘・選別を行います。（グラスルーツ リサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点での日本企業の活動分析にも力を発揮するリサーチ手法です。）

## (3) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

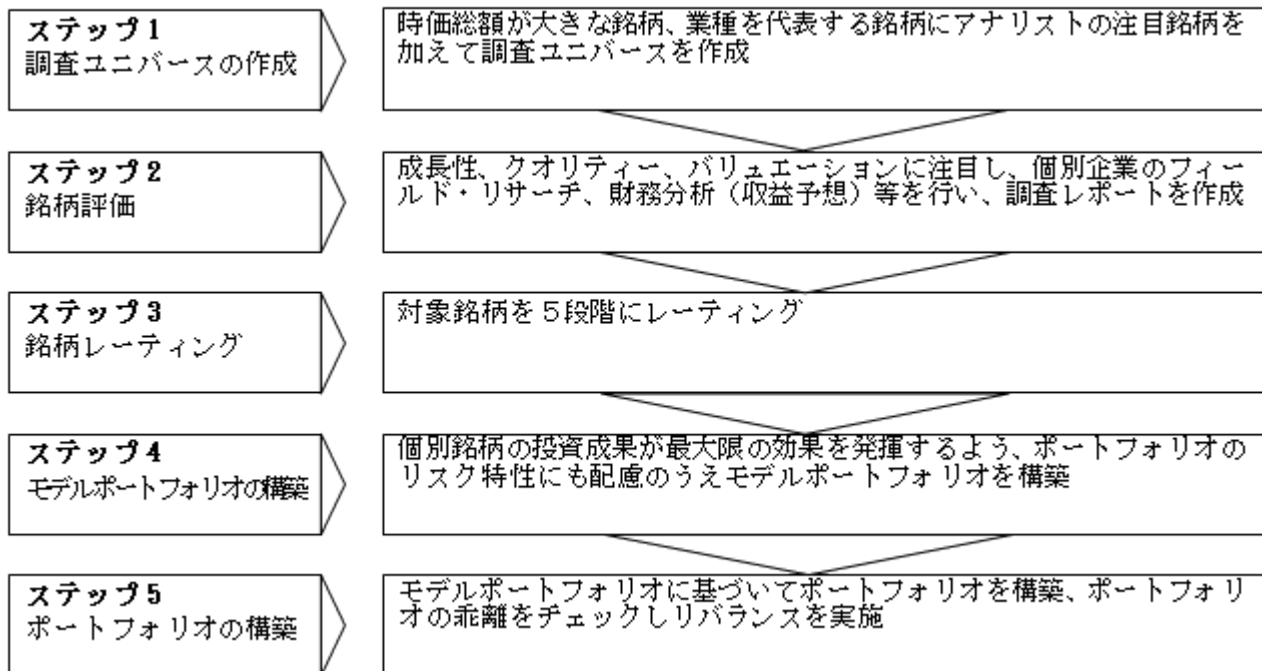
スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。

「明治安田日本株式マザーファンド」、「明治安田中小型株式マザーファンド」を通しての国内株式運用の特色

- ・ T O P I X（東証株価指数）をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ・ 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。

#### 運用プロセスの概要



## 「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」

## 投資の基本方針

## 1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## 2 運用方法

## (1) 投資対象

邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。

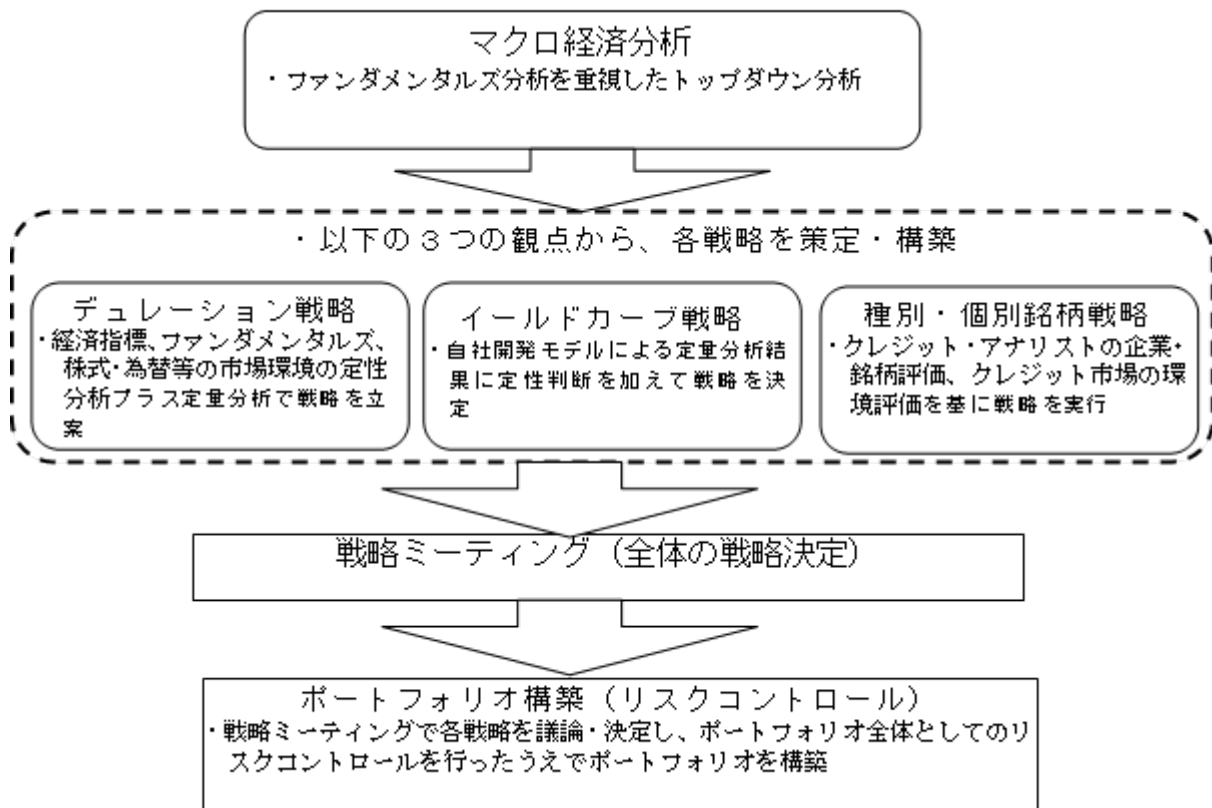
## (2) 投資態度

「NOMURA - BPI総合」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者等）が評価した意見です。格付けが高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付けが高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります（以下同じ）。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

## (3) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。

金利先渡取引を約款所定の範囲で行います。

## 投資の基本方針

## 1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## 2 運用方法

## (1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の株式を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

MSCI-KOKUSAI指数（円換算値）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

MSCI-KOKUSAI指数は、MSCI Inc.が算出・公表している株価指数で、日本を除く世界主要国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。MSCI-KOKUSAI指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。なお、ドルベースの指数（配当込み、ヘッジなし）をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を乗じて、委託会社において円換算値を計算しています。

MSCI-KOKUSAI指数に採用されている国（構成国についてはMSCIの定期的な見直しにより変更される場合があります。）を主な投資対象国としますが、市況動向により、それ以外の国に投資することもあります。

リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

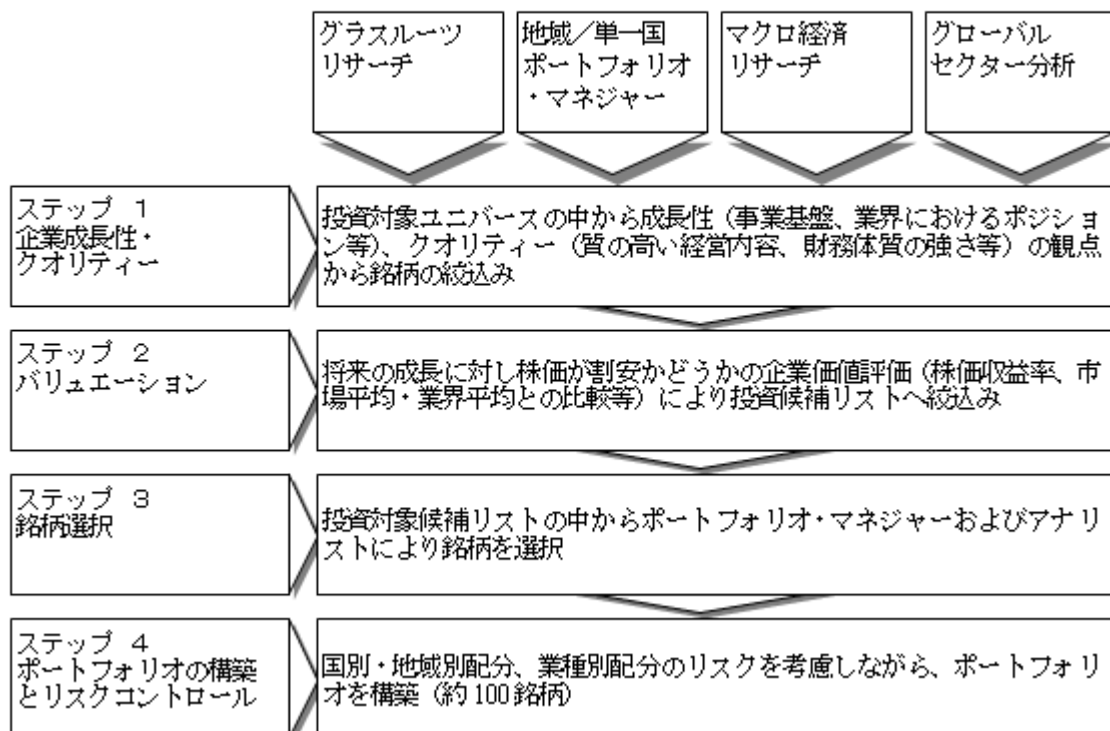
国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティーの高い銘柄に投資します。

)成長性（事業基盤、業界におけるポジション等）、クオリティー（質の高い経営内容、財務体質の強さ等）に着目し、投資対象銘柄の絞込みをします。

)将来の成長に対し、株価が割安かどうかの企業価値評価（株価収益率、市場平均・業界平均との比較等）を行い、投資候補リストへの絞込みをします。

)投資候補リストの中から、国別・地域別配分、業種別配分のリスクを考慮しながら、ポートフォリオを構築します。

## 運用プロセスの概要



国際銘柄比較を重視したグローバル・ベースのボトムアップ・リサーチ（企業調査）に付加価値の源泉を求め、成長性を持ちかつクオリティーの高い銘柄に投資します。

- 成長性（事業基盤、業界におけるポジション等）、クオリティー（質の高い経営内容、財務体質の強さ等）に着目し、投資対象銘柄の絞込みをします。
- 将来の成長に対し、株価が割安かどうかの企業価値評価（株価収益率、市場平均・業界平均との比較等）を行い、投資候補リストへの絞込みをします。
- 投資候補リストの中から、国別・地域別配分、業種別配分のリスクを考慮しながら、ポートフォリオを構築します。

銘柄選定にあたってはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタルズ分析に注力したグローバルリサーチと、その補完的役割を果たすグラスルーツリサーチを活用して、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視します。

グラスルーツリサーチはアナリストおよびポートフォリオ・マネジャーの問題提起に基づき外部のリサーチャーを活用して、運用判断のサポートとなる特定の業界、製品、顧客動向等の調査を行うアリアンツ・グローバル・インベスターズグループのユニークなシステムで、グローバルな視点で競争環境や事業の発展など、現在及び将来の投資に影響を与える重要な情報収集を捉えることを目的とします。

株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

(3) 投資制限

株式への投資には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信用取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入りを約款所定の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引を約款所定の範囲で行います。



## 「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」

## 投資の基本方針

## 1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## 2 運用方法

## (1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

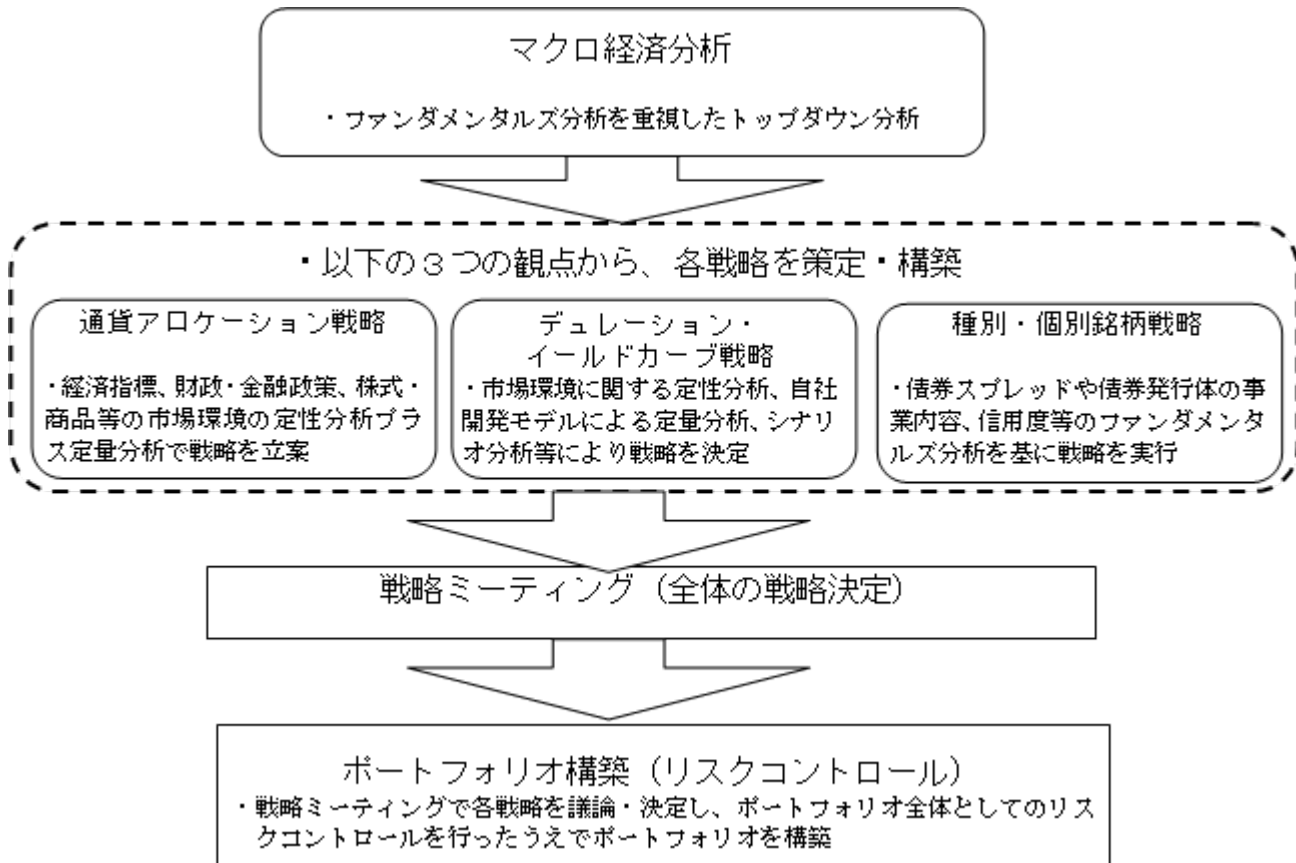
シティ世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

ファンドはインデックス構成国を主要投資対象国としますが、常に投資対象国全てに投資するものではありません。

なお、ファンドは、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしますが、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、ベンチマークは今後見直す場合があります。

信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

## (3) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等を約款所定の範囲で行います。

スワップ取引を約款所定の範囲で行います。

有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引を約款所定の範囲で行います。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ．金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」および「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の各受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から11.の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国の者が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券および上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記「1.から4.」までの金融商品により運用することの指図ができます。

## (3)【運用体制】

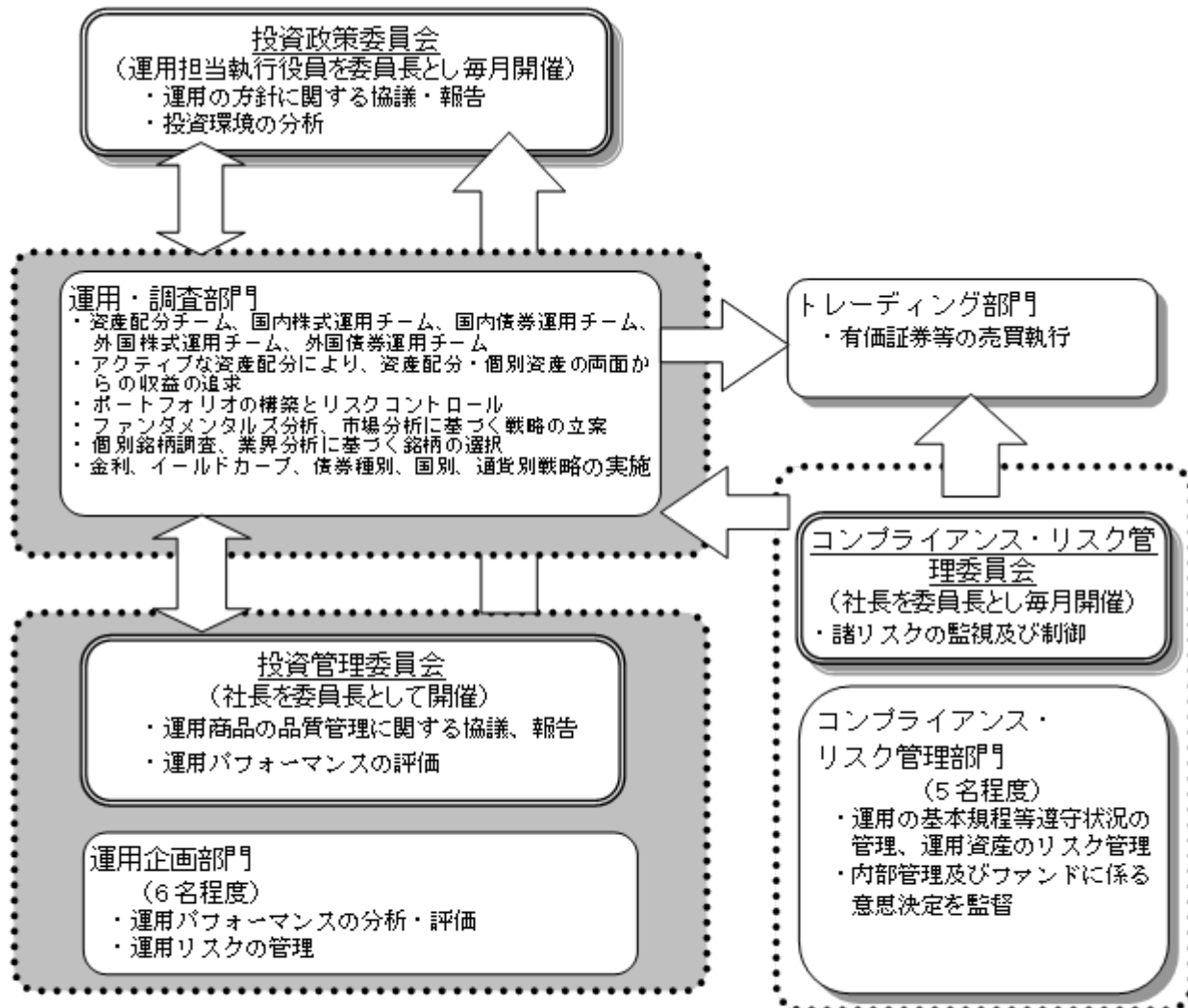
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

## &lt; 受託会社に対する管理体制 &gt;

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## (4)【分配方針】

## 収益分配方針

毎年1回（4月10日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

### (5)【投資制限】

#### < 投資信託約款に基づく投資制限 >

##### 株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（以下「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます。以下同じ。

##### 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

##### 新株引受権証券等の投資制限

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

##### 投資信託証券の投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

##### 投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

##### 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けを指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
2. 上記の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

##### 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

## 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の および の範囲内で貸付けの指図をすることができます。  
株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。  
公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記 および に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

## 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

## 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
4. 上記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

## 外国為替予約取引の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

2. 上記の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記1.の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  - ）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### < 法律等で規制される投資制限 >

##### 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

##### デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意点

ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、株式や債券（公社債）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

##### 1. 値動きの主な要因

###### 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

###### 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

###### 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

##### 2. その他のリスク・留意点

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなる可能性があります。

投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。



当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

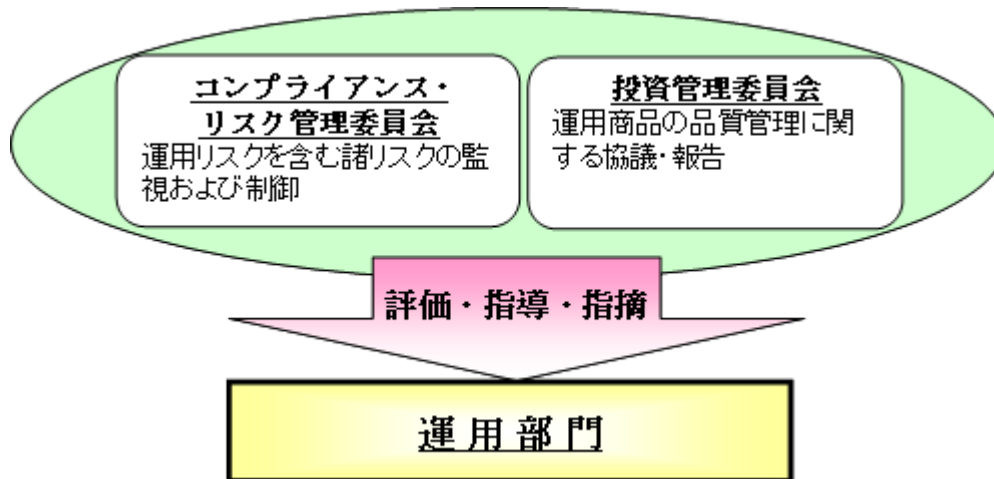
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## (2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.16%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。

「税抜」における税とは、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額をいいます（以下同じ。）。

申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。

分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

### (2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.2%の信託財産留保額を控除した額とします。

「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.62%（税抜1.5%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

（年率）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.62% (税抜1.5%)	0.7776% (税抜0.72%)	0.756% (税抜0.7%)	0.0864% (税抜0.08%)

上記信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

### (4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。



信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託会社が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および当該手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用等は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

##### 1)個人、法人別の課税の取扱いについて

##### 1.個人の受益者に対する課税

##### < 収益分配金（普通分配金）に対する課税 >

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収（申告不要）となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

期間	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

##### < 一部解約時および償還時に対する課税 >

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口座を選択している場合は、源泉徴収（原則として、確定申告は不要）となります。

期間	税率
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

##### < 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限り）との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

##### 2.法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

期間	税率
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

##### 2)個別元本方式について

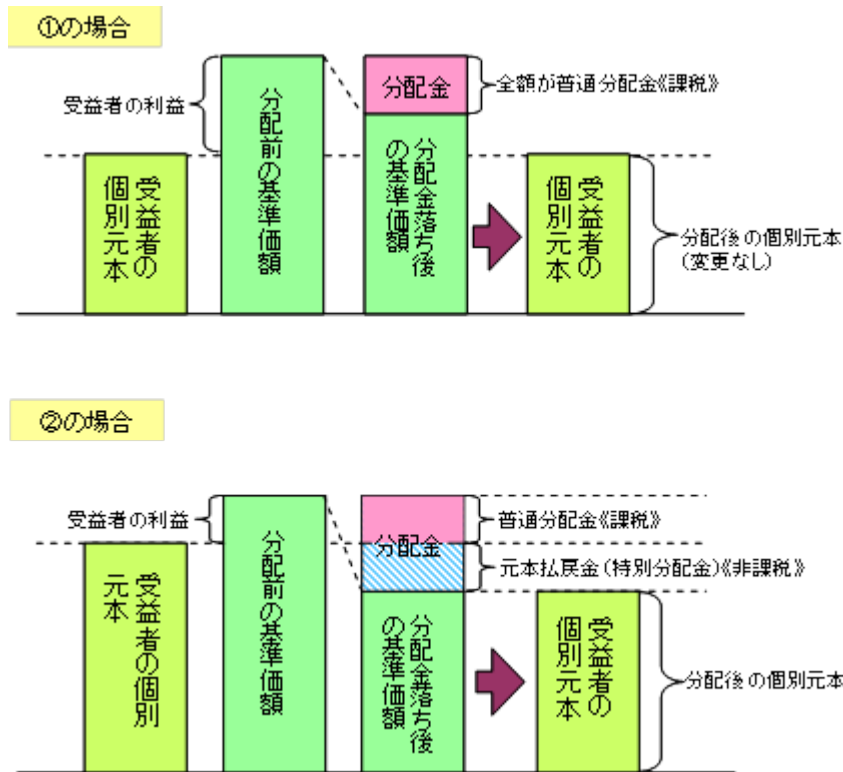
- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

##### 3)収益分配金の課税について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは、配当控除ならびに益金不算入制度の適用対象外です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。

<少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合>

少額投資非課税制度は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。

ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

以下は平成26年4月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	293,528,676	99.81
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		568,844	0.19
合計(純資産総額)		294,097,520	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	124,808,666	0.8251	102,979,631	0.8324	103,890,733	35.33
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	58,238,948	1.2774	74,394,433	1.2778	74,417,727	25.30
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	39,756,390	1.5080	59,952,637	1.5153	60,242,857	20.48
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	21,749,056	2.0309	44,170,158	2.0428	44,428,971	15.11
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	7,330,360	1.4125	10,354,134	1.4390	10,548,388	3.59

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.81
合計	99.81

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4計算期間末（平成17年 4月11日）	427,772,661	427,772,661	9,408	9,408
第5計算期間末（平成18年 4月10日）	518,095,632	541,642,557	10,924	11,420
第6計算期間末（平成19年 4月10日）	591,813,621	618,533,639	10,989	11,485
第7計算期間末（平成20年 4月10日）	519,094,821	519,094,821	9,183	9,183
第8計算期間末（平成21年 4月10日）	415,624,183	415,624,183	7,093	7,093
第9計算期間末（平成22年 4月12日）	480,689,580	480,689,580	8,207	8,207
第10計算期間末（平成23年 4月11日）	417,865,766	417,865,766	7,876	7,876
第11計算期間末（平成24年 4月10日）	373,468,632	373,468,632	7,749	7,749
第12計算期間末（平成25年 4月10日）	395,032,025	395,032,025	9,637	9,637
第13計算期間末（平成26年 4月10日）	303,204,856	303,204,856	10,353	10,353

	純資産総額（円）	1万口当たり純資産額（円）
平成25年 4月末日	390,868,260	9,816
5月末日	383,328,893	9,860
6月末日	371,428,968	9,690
7月末日	363,653,952	9,781
8月末日	357,745,558	9,661
9月末日	363,280,877	10,050
10月末日	364,458,317	10,232
11月末日	372,240,242	10,651
12月末日	347,914,968	10,916
平成26年 1月末日	328,150,449	10,488
2月末日	321,158,773	10,529
3月末日	312,406,891	10,531
4月末日	294,097,520	10,403

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第4計算期間	平成16年 4月13日～平成17年 4月11日	0
第5計算期間	平成17年 4月12日～平成18年 4月10日	500
第6計算期間	平成18年 4月11日～平成19年 4月10日	500
第7計算期間	平成19年 4月11日～平成20年 4月10日	0
第8計算期間	平成20年 4月11日～平成21年 4月10日	0
第9計算期間	平成21年 4月11日～平成22年 4月12日	0
第10計算期間	平成22年 4月13日～平成23年 4月11日	0
第11計算期間	平成23年 4月12日～平成24年 4月10日	0
第12計算期間	平成24年 4月11日～平成25年 4月10日	0
第13計算期間	平成25年 4月11日～平成26年 4月10日	0

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第4計算期間	平成16年 4月13日～平成17年 4月11日	1.55
第5計算期間	平成17年 4月12日～平成18年 4月10日	21.39
第6計算期間	平成18年 4月11日～平成19年 4月10日	5.14
第7計算期間	平成19年 4月11日～平成20年 4月10日	16.43
第8計算期間	平成20年 4月11日～平成21年 4月10日	22.76
第9計算期間	平成21年 4月11日～平成22年 4月12日	15.71
第10計算期間	平成22年 4月13日～平成23年 4月11日	4.03
第11計算期間	平成23年 4月12日～平成24年 4月10日	1.61
第12計算期間	平成24年 4月11日～平成25年 4月10日	24.36
第13計算期間	平成25年 4月11日～平成26年 4月10日	7.43

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第4計算期間	平成16年 4月13日～平成17年 4月11日	211,449,357	62,191,170
第5計算期間	平成17年 4月12日～平成18年 4月10日	165,207,915	145,628,578
第6計算期間	平成18年 4月11日～平成19年 4月10日	170,098,684	105,804,757
第7計算期間	平成19年 4月11日～平成20年 4月10日	134,827,605	108,097,779
第8計算期間	平成20年 4月11日～平成21年 4月10日	103,844,065	83,204,837
第9計算期間	平成21年 4月11日～平成22年 4月12日	70,992,859	71,209,433
第10計算期間	平成22年 4月13日～平成23年 4月11日	48,247,152	103,423,476
第11計算期間	平成23年 4月12日～平成24年 4月10日	35,861,832	84,453,722
第12計算期間	平成24年 4月11日～平成25年 4月10日	27,542,524	99,599,539
第13計算期間	平成25年 4月11日～平成26年 4月10日	15,608,750	132,646,456

(参考)

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,563,052,000	98.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		67,197,068	1.85
合計(純資産総額)		3,630,249,068	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	43,300	4,132	178,915,600	4,033	174,628,900	4.81
2	日本	株式	T & Dホールディングス	保険業	114,200	1,217	138,981,400	1,219	139,209,800	3.83
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	255,000	566	144,330,000	542	138,210,000	3.81
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	189,000	759	143,451,000	727	137,403,000	3.78
5	日本	株式	マツダ	輸送用機器	262,000	454	118,948,000	457	119,734,000	3.30
6	日本	株式	富士重工業	輸送用機器	41,000	2,821	115,661,000	2,685	110,085,000	3.03
7	日本	株式	パナソニック	電気機器	97,900	1,113	108,962,700	1,119	109,550,100	3.02
8	日本	株式	日本電産	電気機器	18,600	5,869.51	109,172,912	5,816	108,177,600	2.98
9	日本	株式	中外製薬	医薬品	41,100	2,546	104,640,600	2,577	105,914,700	2.92
10	日本	株式	TOTO	ガラス・土石製品	73,000	1,462	106,726,000	1,445	105,485,000	2.91
11	日本	株式	KDDI	情報・通信業	19,000	5,389	102,391,000	5,442	103,398,000	2.85
12	日本	株式	デンソー	輸送用機器	21,300	4,755	101,281,500	4,652	99,087,600	2.73
13	日本	株式	スルガ銀行	銀行業	56,000	1,733	97,048,000	1,752	98,112,000	2.70
14	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	12,400	7,623	94,525,200	7,590	94,116,000	2.59
15	日本	株式	良品計画	小売業	7,900	10,800	85,320,000	11,480	90,692,000	2.50
16	日本	株式	三井物産	卸売業	62,400	1,470	91,728,000	1,449	90,417,600	2.49
17	日本	株式	三井不動産	不動産業	28,000	3,125	87,500,000	3,021	84,588,000	2.33
18	日本	株式	アイカ工業	化学	39,600	2,199	87,080,400	2,135	84,546,000	2.33
19	日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	49,600	1,672	82,931,200	1,577	78,219,200	2.15
20	日本	株式	ミスミグループ本社	卸売業	31,300	2,565	80,284,500	2,486	77,811,800	2.14
21	日本	株式	クボタ	機械	59,000	1,347	79,473,000	1,314	77,526,000	2.14
22	日本	株式	ケーズホールディングス	小売業	26,100	2,830	73,863,000	2,967	77,438,700	2.13
23	日本	株式	東京急行電鉄	陸運業	118,000	634	74,812,000	643	75,874,000	2.09
24	日本	株式	テルモ	精密機器	37,300	2,113	78,814,900	2,029	75,681,700	2.08
25	日本	株式	東レ	繊維製品	107,000	682	72,974,000	667	71,369,000	1.97
26	日本	株式	三菱重工業	機械	129,000	570	73,530,000	538	69,402,000	1.91
27	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	17,000	3,844	65,348,000	4,031	68,527,000	1.89
28	日本	株式	コメリ	小売業	23,500	2,846	66,881,000	2,763	64,930,500	1.79

29	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	240,000	278	66,720,000	268	64,320,000	1.77
30	日本	株式	日本触媒	化学	54,000	1,169	63,126,000	1,177	63,558,000	1.75

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	4.21
		食料品	1.65
		繊維製品	1.97
		パルプ・紙	1.61
		化学	5.02
		医薬品	3.85
		ゴム製品	1.55
		ガラス・土石製品	4.06
		鉄鋼	3.71
		非鉄金属	1.09
		機械	4.96
		電気機器	11.91
		輸送用機器	11.21
		精密機器	2.08
		陸運業	2.09
		情報・通信業	5.44
		卸売業	5.11
		小売業	8.31
銀行業	12.16		
保険業	3.83		
不動産業	2.33		
合計			98.15

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

## (1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	447,458,200	96.33
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		17,048,942	3.67
合計(純資産総額)		464,507,142	100.00

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	前田建設工業	建設業	17,000	733	12,461,000	760	12,920,000	2.78
2	日本	株式	アークランドサービス	小売業	3,700	3,175	11,747,500	3,380	12,506,000	2.69
3	日本	株式	竹内製作所	機械	4,000	2,766	11,064,000	2,967	11,868,000	2.55
4	日本	株式	タダノ	機械	8,000	1,278	10,224,000	1,446	11,568,000	2.49
5	日本	株式	前田工織	その他製品	7,400	1,588	11,751,200	1,520	11,248,000	2.42
6	日本	株式	朝日インテック	精密機器	2,900	3,775	10,947,500	3,740	10,846,000	2.33
7	日本	株式	ジェイエシーリクルートメント	サービス業	9,100	1,167	10,619,700	1,188	10,810,800	2.33
8	日本	株式	日本農薬	化学	8,000	1,484	11,872,000	1,273	10,184,000	2.19
9	日本	株式	日本M&Aセンター	サービス業	4,000	2,530	10,120,000	2,387	9,548,000	2.06
10	日本	株式	安藤・間	建設業	20,900	433	9,049,700	450	9,405,000	2.02
11	日本	株式	小森コーポレーション	機械	7,200	1,296	9,331,200	1,299	9,352,800	2.01
12	日本	株式	サッポロホールディングス	食料品	21,000	433	9,093,000	433	9,093,000	1.96
13	日本	株式	ユナイテッドアローズ	小売業	2,300	3,835	8,820,500	3,950	9,085,000	1.96
14	日本	株式	リゾートトラスト	サービス業	5,600	1,591	8,909,600	1,601	8,965,600	1.93
15	日本	株式	沖電気工業	電気機器	44,000	207	9,108,000	200	8,800,000	1.89
16	日本	株式	三菱鉛筆	その他製品	2,800	2,851	7,982,800	3,035	8,498,000	1.83
17	日本	株式	アイダエンジニアリング	機械	8,700	945	8,221,500	974	8,473,800	1.82
18	日本	株式	日機装	精密機器	7,000	1,113	7,791,000	1,144	8,008,000	1.72
19	日本	株式	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	証券、商品先物取引業	11,600	821	9,523,600	686	7,957,600	1.71
20	日本	株式	テイクアンドギヴ・ニーズ	サービス業	4,100	1,942	7,962,200	1,929	7,908,900	1.70
21	日本	株式	アンリツ	電気機器	6,800	1,160	7,888,000	1,143	7,772,400	1.67
22	日本	株式	エフピコ	化学	2,400	3,205	7,692,000	3,180	7,632,000	1.64
23	日本	株式	ビー・エム・エル	サービス業	1,900	3,845	7,305,500	3,905	7,419,500	1.60
24	日本	株式	コロプラ	情報・通信業	2,700	2,653	7,163,100	2,639	7,125,300	1.53
25	日本	株式	エイチ・ツー・オー リテイリング	小売業	9,000	746	6,714,000	771	6,939,000	1.49
26	日本	株式	ショーボンドホールディングス	建設業	1,500	4,520	6,780,000	4,605	6,907,500	1.49
27	日本	株式	オイレス工業	機械	3,000	2,279	6,837,000	2,299	6,897,000	1.48
28	日本	株式	牧野フライス製作所	機械	9,000	678	6,102,000	760	6,840,000	1.47
29	日本	株式	セリア	小売業	1,700	3,845	6,536,500	4,000	6,800,000	1.46
30	日本	株式	エイチ・アイ・エス	サービス業	2,400	2,890	6,936,000	2,833	6,799,200	1.46



## ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	7.55
		食料品	3.35
		化学	6.53
		医薬品	3.92
		ガラス・土石製品	2.49
		鉄鋼	2.70
		非鉄金属	1.09
		機械	13.47
		電気機器	8.47
		輸送用機器	2.46
		精密機器	5.29
		その他製品	4.25
		電気・ガス業	1.24
		情報・通信業	4.61
		小売業	10.48
		証券、商品先物取引業	1.71
		その他金融業	1.15
		不動産業	1.27
サービス業	14.30		
合計		96.33	

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

## (1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	3,185,328,910	42.74
地方債証券	日本	245,348,600	3.29
特殊債券	韓国	399,202,000	5.36
	日本	48,328,556	0.65
	小計	447,530,556	6.01
社債券	日本	2,823,165,000	37.88
	フランス	501,433,000	6.73
	韓国	100,253,000	1.35
	小計	3,424,851,000	45.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		149,200,248	2.00
合計(純資産総額)		7,452,259,314	100.00

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第88回利付国債5年	647,000,000	100.38	649,508,580	100.38	649,478,010	0.5	2015/3/20	8.72
2	日本	国債証券	第87回利付国債5年	430,000,000	100.29	431,264,200	100.27	431,199,700	0.5	2014/12/20	5.79
3	日本	社債券	第44回三井化学無担保社債	200,000,000	100.88	201,768,000	100.85	201,700,000	0.682	2018/9/4	2.71
4	フランス	社債券	第11回フランス相互信用連合銀行円貨社債	200,000,000	99.85	199,716,000	100.15	200,308,000	0.528	2017/3/17	2.69
5	フランス	社債券	第4回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	200,000,000	99.91	199,830,000	100.02	200,056,000	0.58	2016/12/13	2.68
6	韓国	特殊債券	第5回韓国政策金融公社円貨債券	200,000,000	99.82	199,640,000	99.90	199,800,000	0.38	2015/11/2	2.68
7	日本	社債券	第50回住友商事無担保社債	200,000,000	99.85	199,713,000	99.83	199,672,000	0.769	2024/4/23	2.68
8	日本	社債券	第44回ソフトバンク無担保社債	200,000,000	98.86	197,728,000	99.14	198,296,000	1.689	2020/11/27	2.66
9	日本	地方債証券	第105回大阪府公募公債	140,000,000	99.60	139,441,400	99.69	139,578,600	0.209	2019/4/26	1.87
10	日本	国債証券	第313回利付国債10年	128,000,000	106.65	136,521,000	106.52	136,354,560	1.3	2021/3/20	1.83
11	日本	国債証券	第140回利付国債20年	126,000,000	105.39	132,802,740	105.54	132,985,440	1.7	2032/9/20	1.78
12	日本	国債証券	第39回利付国債30年	113,000,000	104.92	118,564,120	104.71	118,324,560	1.9	2043/6/20	1.59
13	日本	国債証券	第107回利付国債20年	100,000,000	114.96	114,968,000	114.77	114,776,000	2.1	2028/12/20	1.54
14	日本	社債券	第23回野村ホールディングス無担保社債	100,000,000	107.36	107,369,000	107.14	107,145,000	1.808	2020/6/24	1.44
15	日本	地方債証券	第304回大阪府公募公債	100,000,000	105.86	105,867,000	105.77	105,770,000	1.98	2017/7/28	1.42
16	日本	社債券	第472回関西電力(一般担保付)	100,000,000	105.51	105,514,000	105.40	105,403,000	1.79	2018/11/22	1.41
17	日本	国債証券	第338回利付国債2年	103,000,000	100.02	103,020,600	100.02	103,027,810	0.1	2016/3/15	1.38
18	日本	社債券	第38回IHI無担保社債	100,000,000	102.65	102,658,000	102.56	102,566,000	1.11	2020/6/12	1.38

19	日本	社債券	第37回電源開発無担保社債	100,000,000	102.85	102,859,000	102.55	102,551,000	1.035	2021/7/20	1.38
20	日本	社債券	第87回住友不動産無担保社債	100,000,000	102.19	102,193,000	102.28	102,284,000	0.877	2020/3/19	1.37
21	日本	社債券	第281回四国電力(一般担保付)	100,000,000	102.01	102,018,000	101.91	101,916,000	1.111	2023/9/25	1.37
22	日本	社債券	第424回九州電力(一般担保付)	100,000,000	101.73	101,734,000	101.81	101,811,000	1.233	2023/11/24	1.37
23	フランス	社債券	第14回ルノー円貨社債	100,000,000	100.93	100,930,000	101.06	101,069,000	1.37	2015/11/27	1.36
24	日本	社債券	第17回日立製作所無担保社債	100,000,000	100.94	100,942,000	100.86	100,867,000	1.371	2028/12/13	1.35
25	日本	社債券	第38回電源開発無担保社債	100,000,000	100.46	100,465,000	100.36	100,367,000	0.978	2023/12/20	1.35
26	日本	社債券	第491回関西電力(一般担保付)	100,000,000	100.36	100,365,000	100.35	100,358,000	0.527	2016/12/20	1.35
27	韓国	社債券	第5回八ナ銀行円貨社債	100,000,000	100.30	100,300,000	100.25	100,253,000	1.27	2014/8/6	1.35
28	日本	社債券	第6回東燃ゼネラル石油無担保社債	100,000,000	100.20	100,207,000	100.15	100,154,000	0.713	2021/3/19	1.34
29	日本	社債券	第66回アコム無担保社債	100,000,000	100.08	100,086,000	100.10	100,100,000	0.9	2021/2/26	1.34
30	日本	社債券	第5回東燃ゼネラル石油無担保社債	100,000,000	100.10	100,107,000	100.05	100,058,000	0.429	2019/3/20	1.34

□. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	42.74
地方債証券	3.29
特殊債券	6.01
社債券	45.96
合計	98.00

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	3,486,180,886	58.87
	イギリス	565,230,462	9.54
	ドイツ	408,746,977	6.90
	スイス	271,864,975	4.59
	フランス	239,216,086	4.04
	カナダ	206,458,580	3.49
	オーストラリア	155,913,661	2.63
	中国	77,080,626	1.30
	オランダ	75,664,214	1.28
	香港	64,762,173	1.09
	イタリア	58,816,430	0.99
	アイルランド	57,599,025	0.97
	スペイン	47,246,053	0.80
	スウェーデン	43,263,993	0.73
	ベルギー	32,863,128	0.55
	小計	5,790,907,269	97.79
投資証券	アメリカ	41,257,428	0.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		89,830,085	1.52
合計(純資産総額)		5,921,994,782	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量 又は 額面 総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	23,400	5,032.49	117,760,268	5,076.11	118,781,131	2.01
2	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	11,200	9,989.03	111,877,234	10,409.78	116,589,586	1.97
3	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハードウェアおよび 機器	1,880	54,368.83	102,213,413	60,778.98	114,264,485	1.93
4	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	11,100	9,892.39	109,805,627	10,052.70	111,584,989	1.88
5	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバ コ	12,900	7,934.85	102,359,599	7,832.96	101,045,294	1.71
6	アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア	12,400	8,239.52	102,170,063	8,069.25	100,058,705	1.69
7	イギリス	株式	JOHNSON MATTHEY PLC	素材	17,800	5,556.59	98,907,479	5,613.50	99,920,330	1.69
8	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテ クノロジー・ライフ サイエンス	29,000	3,196.99	92,712,986	3,258.89	94,507,914	1.60
9	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	22,700	4,145.37	94,100,046	4,156.73	94,357,796	1.59
10	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信サービス	17,600	4,918.63	86,567,903	4,799.06	84,463,627	1.43
11	ドイツ	株式	BAYER AG-REG	医薬品・バイオテ クノロジー・ライフ サイエンス	5,800	13,516.55	78,396,030	14,386.61	83,442,338	1.41

12	アメリカ	株式	UNITED TECHNOLOGIES CORP	資本財	6,800	11,995.36	81,568,486	12,062.83	82,027,255	1.39
13	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	29,100	2,661.03	77,436,077	2,745.84	79,904,049	1.35
14	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	16,100	4,841.06	77,941,115	4,941.69	79,561,331	1.34
15	アメリカ	株式	US BANCORP	銀行	19,100	4,303.43	82,195,535	4,162.88	79,511,155	1.34
16	アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS CO	各種金融	8,800	9,083.76	79,937,089	9,008.13	79,271,561	1.34
17	カナダ	株式	BANK OF NOVA SCOTIA	銀行	12,500	6,080.52	76,006,533	6,176.70	77,208,800	1.30
18	カナダ	株式	SUNCOR ENERGY INC	エネルギー	18,800	3,712.56	69,796,287	3,991.62	75,042,456	1.27
19	アメリカ	株式	DANAHER CORP	資本財	9,700	7,744.16	75,118,372	7,531.57	73,056,268	1.23
20	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	12,600	6,057.13	76,319,930	5,756.42	72,530,905	1.22
21	イギリス	株式	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	家庭用品・パーソナル用品	8,500	8,266.53	70,265,527	8,365.86	71,109,823	1.20
22	スイス	株式	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	耐久消費財・アパレル	6,900	9,974.39	68,823,293	10,277.50	70,914,784	1.20
23	アメリカ	株式	UNION PACIFIC CORP	運輸	3,600	19,116.35	68,818,885	19,484.61	70,144,606	1.18
24	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	8,500	7,972.96	67,770,212	8,159.54	69,356,151	1.17
25	アメリカ	株式	COLGATE-PALMOLIVE CO	家庭用品・パーソナル用品	9,900	6,745.01	66,775,611	6,878.97	68,101,847	1.15
26	イギリス	株式	COMPASS GROUP PLC	消費者サービス	41,500	1,570.20	65,163,498	1,616.19	67,071,935	1.13
27	フランス	株式	SUEZ ENVIRONNEMENT CO	公益事業	33,100	2,067.55	68,436,188	2,016.25	66,737,925	1.13
28	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	126,000	498.46	62,806,733	513.98	64,762,173	1.09
29	アメリカ	株式	ALLERGAN INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3,700	12,415.42	45,937,061	16,995.29	62,882,589	1.06
30	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・サービス	3,000	21,273.85	63,821,573	20,795.96	62,387,906	1.05

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
----	---------	----	----------

株式	外国	エネルギー	8.44
		素材	8.13
		資本財	9.01
		商業・専門サービス	0.89
		運輸	2.26
		自動車・自動車部品	1.39
		耐久消費財・アパレル	2.53
		消費者サービス	2.90
		メディア	1.69
		小売	2.90
		食品・生活必需品小売り	1.42
		食品・飲料・タバコ	4.80
		家庭用品・パーソナル用品	3.90
		ヘルスケア機器・サービス	2.36
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	9.36
		銀行	9.14
		各種金融	3.97
		保険	3.83
		ソフトウェア・サービス	7.82
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.69
電気通信サービス	3.12		
公益事業	3.33		
半導体・半導体製造装置	1.91		
投資証券		0.70	
合計		98.48	

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

## (1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	8,130,639,813	23.30
	イタリア	4,354,634,633	12.48
	イギリス	2,452,585,410	7.03
	スペイン	2,331,910,448	6.68
	ベルギー	2,136,398,118	6.12
	フランス	1,628,932,209	4.67
	オランダ	1,627,073,502	4.66
	オーストリア	1,031,992,357	2.96
	ポーランド	813,323,694	2.33
	ドイツ	741,886,721	2.13
	メキシコ	357,538,894	1.02
	デンマーク	279,916,891	0.80
	スウェーデン	185,415,062	0.53
	マレーシア	174,697,139	0.50
	南アフリカ	172,488,039	0.49
	スイス	129,945,289	0.37
	シンガポール	122,681,288	0.35
	フィンランド	34,670,313	0.10
	小計	26,706,729,820	76.52
地方債証券	カナダ	1,164,852,954	3.34
特殊債券	国際機関	2,300,822,600	6.59
	オランダ	1,271,122,418	3.64
	オーストリア	1,086,032,449	3.11
	フランス	758,223,256	2.17
	オーストラリア	566,399,956	1.62
	小計	5,982,600,679	17.14
社債券	フランス	347,897,152	1.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		699,102,407	2.00
合計(純資産総額)		34,901,183,012	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
為替予約取引	売建		19,806,105	0.05

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 0.625%	19,670,000	10,100.67	1,986,802,158	10,082.23	1,983,175,465	0.625	2017/9/30	5.68
2	イタリア	国債 証券	BTPS 4.75%	11,480,000	15,704.79	1,802,910,121	15,639.59	1,795,425,115	4.75	2017/5/15	15.14
3	ベルギー	国債 証券	BELGIAN 3%	8,000,000	15,414.22	1,233,138,000	15,417.05	1,233,364,784	3	2019/9/28	3.53
4	イギリス	国債 証券	TREASURY 1%	7,100,000	17,091.91	1,213,525,796	17,051.68	1,210,669,316	1	2017/9/7	3.47
5	オースト リア	特殊 債券	OESTER KONTROLBK 1.75%	10,400,000	10,447.44	1,086,534,007	10,442.61	1,086,032,449	1.75	2015/10/5	3.11
6	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.25%	9,230,000	11,622.18	1,072,727,747	11,760.06	1,085,454,272	4.25	2040/11/15	3.11
7	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 0.875%	10,470,000	10,294.66	1,077,851,834	10,277.83	1,076,089,272	0.875	2017/1/31	3.08
8	国際機関	特殊 債券	EFSF 1.25%	7,000,000	14,409.28	1,008,650,188	14,426.29	1,009,840,804	1.25	2018/7/31	2.89
9	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.75%	8,690,000	10,817.33	940,026,722	10,772.44	936,125,619	2.75	2019/2/15	2.68
10	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.25%	8,640,000	10,822.95	935,102,891	10,801.30	933,232,820	4.25	2015/8/15	2.67
11	国際機関	特殊 債券	EUROPEAN INVT BK 4.875%	8,000,000	11,353.79	908,303,720	11,333.27	906,661,960	4.875	2017/1/17	2.60
12	フランス	国債 証券	FRANCE O.A.T. 4.5%	4,900,000	17,985.38	881,284,041	18,376.59	900,452,959	4.5	2041/4/25	2.58
13	オランダ	国債 証券	NETHERLANDS GOVT 4%	5,250,000	16,152.69	848,016,247	16,156.94	848,239,487	4	2018/7/15	2.43
14	イギリス	国債 証券	TREASURY 4.25%	4,030,000	19,634.30	791,262,520	19,716.84	794,588,731	4.25	2040/12/7	2.28
15	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 5.5%	4,660,000	16,166.86	753,375,881	16,114.42	750,932,000	5.5	2017/7/30	2.15
16	イタリア	国債 証券	BTPS 5.25%	4,410,000	16,018.03	706,395,449	15,952.83	703,520,112	5.25	2017/8/1	2.02
17	カナダ	地方 債券 証券	BRIT COLUMBIA 4.65%	6,360,000	10,488.77	667,086,281	10,506.58	668,218,552	4.65	2018/12/18	1.91
18	イタリア	国債 証券	BTPS 4.5%	4,030,000	15,798.34	636,673,118	15,881.96	640,043,270	4.5	2023/5/1	1.83
19	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 2.1%	4,080,000	14,619.77	596,486,710	14,583.62	595,012,047	2.1	2017/4/30	1.70
20	オランダ	特殊 債券	NED WATERSCHAPBK 1.875%	5,000,000	10,069.11	503,455,965	10,072.19	503,609,880	1.875	2019/3/13	1.44
21	オースト リア	国債 証券	REP OF AUSTRIA 3.4%	3,000,000	16,158.36	484,750,800	16,200.88	486,026,460	3.4	2022/11/22	1.39
22	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.125%	4,460,000	10,493.47	468,009,018	10,483.05	467,544,229	2.125	2015/5/31	1.34
23	オースト リア	国債 証券	REP OF AUSTRIA 1.15%	3,070,000	14,422.04	442,756,782	14,393.69	441,886,498	1.15	2018/10/19	1.27
24	オランダ	国債 証券	NETHERLANDS GOVT 2.5%	2,940,000	15,021.60	441,635,193	15,003.17	441,093,463	2.5	2017/1/15	1.26
25	イタリア	国債 証券	BTPS 5%	2,640,000	16,047.80	423,661,994	16,318.52	430,809,092	5	2040/9/1	1.23
26	イタリア	国債 証券	BTPS 4.5%	2,830,000	14,852.65	420,330,027	14,806.58	419,026,373	4.5	2015/7/15	1.20



27	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT BOND 5%	11,730,000	3,506.36	411,296,497	3,504.67	411,098,377	5	2016/4/25	1.18
28	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.75%	2,060,000	19,588.46	403,522,442	19,809.58	408,077,398	4.75	2034/7/4	1.17
29	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 5.4%	2,360,000	16,773.51	395,854,873	16,912.41	399,133,036	5.4	2023/1/31	1.14
30	フランス	特殊債券	CAISSE AMORT DET 1.375%	3,900,000	10,197.38	397,697,890	10,212.77	398,298,159	1.375	2018/1/29	1.14

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	76.52
地方債証券	3.34
特殊債券	17.14
社債券	1.00
合計	98.00

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建 / 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	ポーランドズロチ	売建	586,500.00	19,799,946	19,806,105	0.05

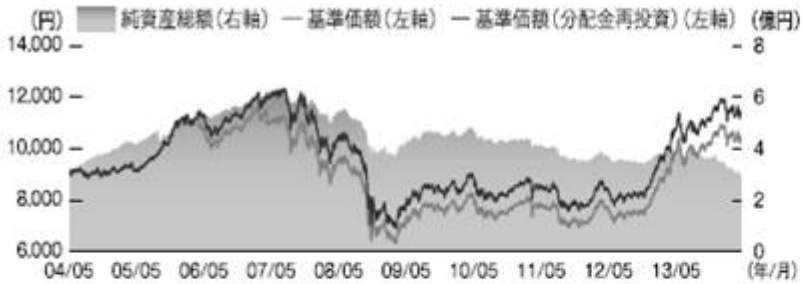
(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## &lt;参考情報&gt;

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2014年4月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は信託報酬控除後のものであり、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

## 分配の推移

分配金の推移	
2014年4月	0円
2013年4月	0円
2012年4月	0円
2011年4月	0円
2010年4月	0円
設定来累計	1,000円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	10,403円
純資産総額	294百万円

## 主要な資産の状況

## 資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	35.33
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	25.30
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	20.48
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	15.11
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	3.59
その他の資産(負債控除後)	0.19
合計(純資産総額)	100

## 組入資産上位銘柄(各マザーファンド)

## 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	業種	投資比率(%)
1 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.81
2 T&Dホールディングス	保険業	3.83
3 三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.81
4 日立製作所	電気機器	3.78
5 マツダ	輸送用機器	3.30

## 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
1 第88回利付国債5年	0.5	2015年3月20日	国債証券	8.72
2 第87回利付国債5年	0.5	2014年12月20日	国債証券	5.79
3 第44回三井化学無担保社債	0.682	2018年9月4日	社債券	2.71
4 三井物産リース相互運用信託銀行有価証券	0.528	2017年3月17日	社債券	2.69
5 東宝リースリース1号社債	0.58	2016年12月13日	社債券	2.68

## 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	国/地域	業種	投資比率(%)
1 WELLS FARGO & CO	アメリカ	銀行	2.01
2 EXXON MOBIL CORP	アメリカ	エネルギー	1.97
3 APPLE INC	アメリカ	テクノロジー/ハードウェア/ソフトウェア	1.93
4 NEXTERA ENERGY INC	アメリカ	公益事業	1.88
5 NESTLE SA-REG	スイス	食品・飲料・タバコ	1.71

## 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

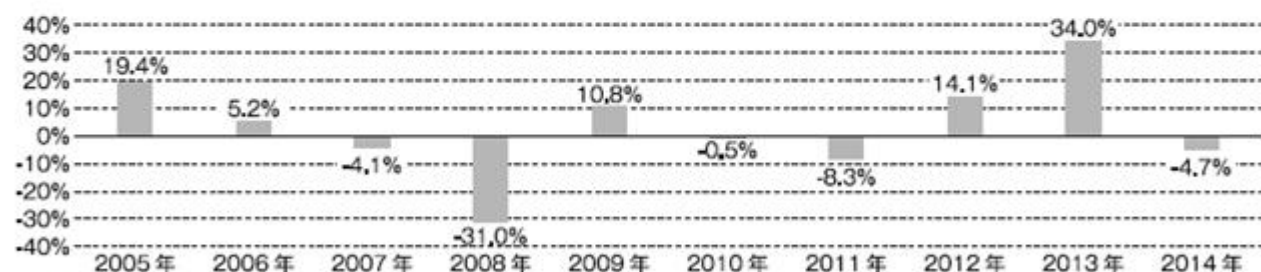
銘柄名	利率(%)	償還期限	通貨/地域	種類	投資比率(%)
1 US TREASURY N/B 0.625%	0.625	2017年9月30日	ドル/アメリカ	国債証券	5.68
2 BTPS 4.75%	4.75	2017年5月1日	ユーロ/イタリア	国債証券	5.14
3 BELGIAN 3%	3	2019年9月28日	ユーロ/ベルギー	国債証券	3.53
4 TREASURY 1%	1	2017年9月7日	ドル/イギリス	国債証券	3.47
5 OESTER KONTROLBK 1.75%	1.75	2015年10月5日	ドル/オーストリア	特許債券	3.11

## 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	業種	投資比率(%)
1 前田建設工業	建設業	2.78
2 アークランドサービス	小売業	2.69
3 竹内製作所	機械	2.55
4 タダノ	機械	2.49
5 前田工織	その他製品	2.42

※各マザーファンドの対純資産総額比

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2014年は4月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

1. 取得のお申込みの際には、販売会社が取引口座を開設していただきます。  
販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。
2. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
3. 取得価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する額の合計額（申込代金）を、販売会社が指定した期日までに販売会社においてお支払いいただきます。  
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。  
明治安田アセットマネジメント株式会社  
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）
4. 申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.16%（税抜2.0%）を上限として各販売会社が別途定める料率を乗じて得た金額となります。  
申込手数料につきましては、お申込みの販売会社にお問合せください。  
分配金再投資コースでお申込みの受益者が販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。
5. お申込単位は、販売会社が定める申込単位となります。  
自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については1口単位とします。
6. ファンドのお申込みには、収益の分配が行われるごとに分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」と、分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料でファンドに再投資する「分配金再投資コース」があります。分配金の受取方法を途中で変更することはできません。  
「分配金再投資コース」を選択する場合には、取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結する必要があります。  
販売会社により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」のどちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。  
分配金再投資コースで当ファンドの取得申込みをする場合であっても、販売会社によっては、分配金を定期的な受け取るための定期引出契約（販売会社により異なる名称を用いる場合があります。）を締結することにより、分配金を受け取ることができる場合があります。
7. 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
8. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することができるものとします。

## 2【換金（解約）手続等】

### ・信託の一部解約（解約請求制）

1. 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
2. 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から0.2%の信託財産留保額を控除した金額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。  
明治安田アセットマネジメント株式会社  
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）  
「信託財産留保額」とは、受益者の公平性および運用資金の安定性に資するために投資信託を中途解約される受益者の基準価額から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰り入れる金額をいいます。
3. 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われず。
4. 換金手数料はありません。
5. ご換金単位は、販売会社が定める単位とします。  
自動継続投資契約にかかる受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。
6. 一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。
7. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
8. 上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。
9. 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス（<http://www.myam.co.jp/>）

#### (2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年4月11日から翌年4月10日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定に

したが、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

#### 委託会社の事業および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

#### 運用報告書

委託会社は、法令の定めるところにより、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を、計算期間終了後および償還時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。

#### その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成しており、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

#### 公 告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.myam.co.jp/>
2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として決算日から起算して5営業日までに）、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。



償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 受益権の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託銀行の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(4) 信託の一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を販売会社を通して委託会社に請求することができます。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

(5) 帳簿閲覧謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(平成25年4月11日から平成26年4月10日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。



## 1【財務諸表】

明治安田グローバルバランスオープン

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (平成25年4月10日現在)	第13期 (平成26年4月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	13,450,517	3,157,467
親投資信託受益証券	386,217,609	302,717,436
未収入金	-	150,000
未収利息	11	2
流動資産合計	399,668,137	306,024,905
資産合計	399,668,137	306,024,905
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,763,186	121,309
未払受託者報酬	152,719	143,464
未払委託者報酬	2,710,725	2,546,368
その他未払費用	9,482	8,908
流動負債合計	4,636,112	2,820,049
負債合計	4,636,112	2,820,049
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	409,902,497	292,864,791
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	14,870,472	10,340,065
(分配準備積立金)	38,240,134	36,839,315
元本等合計	395,032,025	303,204,856
純資産合計	395,032,025	303,204,856
負債純資産合計	399,668,137	306,024,905

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 (自 平成24年4月11日 至 平成25年4月10日)	第13期 (自 平成25年4月11日 至 平成26年4月10日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	6,182	1,547
有価証券売買等損益	86,415,477	34,018,550
営業収益合計	86,421,659	34,020,097
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	302,139	301,682
委託者報酬	5,362,830	5,354,648
その他費用	18,759	18,732
営業費用合計	5,683,728	5,675,062
営業利益又は営業損失( )	80,737,931	28,345,035
経常利益又は経常損失( )	80,737,931	28,345,035
当期純利益又は当期純損失( )	80,737,931	28,345,035
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	3,648,561	8,182,872
期首剰余金又は期首欠損金( )	108,490,880	14,870,472
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,564,356	5,048,374
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,564,356	4,828,805
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	219,569
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,033,318	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,033,318	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	14,870,472	10,340,065

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第13期 (自 平成25年 4月11日 至 平成26年 4月10日)
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(貸借対照表に関する注記)

区分	第12期 (平成25年 4月10日現在)	第13期 (平成26年 4月10日現在)
	1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	409,902,497口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 14,870,472円	-
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.9637円	1.0353円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第12期 (自 平成24年 4月11日 至 平成25年 4月10日)			第13期 (自 平成25年 4月11日 至 平成26年 4月10日)		
分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、92,289,967円 (10,000口当たり2,251円49銭)であり、分配金は0円としております。			分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額は、76,655,691円(10,000 口当たり2,617円41銭)であり、分配金は0円としております。		
項目	金額または口数		項目	金額または口数	
配当等収益額(費用控除後)	A	6,148,440円	配当等収益額(費用控除後)	A	4,240,959円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	6,332,863円
収益調整金額	C	54,049,833円	収益調整金額	C	39,816,376円
分配準備積立金額	D	32,091,694円	分配準備積立金額	D	26,265,493円
分配対象額(A+B+C+D)	E	92,289,967円	分配対象額(A+B+C+D)	E	76,655,691円
期末受益権口数	F	409,902,497口	期末受益権口数	F	292,864,791口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	2,251円 49銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	2,617円 41銭
10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭	10,000口当たりの分配金額	H	-円 -銭
分配金額(F×H÷10,000)	I	-円	分配金額(F×H÷10,000)	I	-円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## （1）金融商品の状況に関する事項

第13期 （自 平成25年 4月11日 至 平成26年 4月10日）
1．金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、リートのリスク、カントリーリスクなどに晒されております。
3．金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

## （2）金融商品の時価等に関する事項

第13期 （平成26年 4月10日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

	第12期 （平成25年 4月10日現在）	第13期 （平成26年 4月10日現在）
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	80,677,182	23,492,761
合計	80,677,182	23,492,761

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第12期 （平成25年4月10日現在）	第13期 （平成26年4月10日現在）
1. 期首元本額	481,959,512円	409,902,497円
期中追加設定元本額	27,542,524円	15,608,750円
期中一部解約元本額	99,599,539円	132,646,456円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マ ザーファンド	128,094,368	105,690,663	
親投資信託 受益証券	明治安田中小型株式ポートフォリオ・マ ザーファンド	7,555,263	10,671,808	
親投資信託 受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マ ザーファンド	22,829,958	46,365,361	
親投資信託 受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・マ ザーファンド	60,601,630	77,412,522	
親投資信託 受益証券	明治安田外国株式ポートフォリオ・マ ザーファンド	41,496,739	62,577,082	
	合計	260,577,958	302,717,436	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券、「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」の状況  
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

（1）貸借対照表

区分	（平成26年4月10日現在）
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	681,980
コール・ローン	25,401,269
株式	3,545,944,400
未収配当金	31,771,266
未収利息	20
流動資産合計	3,603,798,935
資産合計	3,603,798,935
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,930,000
流動負債合計	4,930,000
負債合計	4,930,000
純資産の部	
元本等	
元本	4,361,772,825
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	762,903,890
元本等合計	3,598,868,935
純資産合計	3,598,868,935
負債純資産合計	3,603,798,935

（注） 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンドの計算期間は、毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成26年4月10日現在における明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンドの状況です。

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成25年4月11日 至 平成26年4月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(平成26年4月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	4,361,772,825口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 762,903,890円
3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	0.8251円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## （1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成25年 4月11日 至 平成26年 4月10日）	
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

## （2）金融商品の時価等に関する事項

（平成26年 4月10日現在）	
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（平成26年 4月10日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	123,456,225
合計	123,456,225

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。



(その他の注記)

元本の移動

区分	(平成26年4月10日現在)	
1. 期首元本額		5,040,651,799円
期中追加設定元本額		534,945,204円
期中一部解約元本額		1,213,824,178円
平成26年4月10日現在における元本の内訳(注)	明治安田日本株式リサーチオープン	726,823,046円
	明治安田DC日本株式リサーチオープン	1,692,359,860円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	493,425,423円
	明治安田グローバルバランスオープン	128,094,368円
	明治安田DCグローバルバランスオープン	465,849,457円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	172,755,470円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	427,997,163円
	明治安田VA日本株式オープン(適格機関投資家私募)	146,374,458円
	明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	44,748,618円
	明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	63,344,962円
	合計	4,361,772,825円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	大成建設	130,000	453	58,890,000	
	大林組	59,000	598	35,282,000	
	積水ハウス	43,700	1,241	54,231,700	
	日本たばこ産業	17,900	3,193	57,154,700	
	東レ	107,000	670	71,690,000	
	レンゴー	129,000	504	65,016,000	
	日本触媒	54,000	1,159	62,586,000	
	アイカ工業	39,800	2,160	85,968,000	
	ライオン	61,000	582	35,502,000	
	中外製薬	41,300	2,523	104,199,900	
	小野薬品工業	4,200	8,190	34,398,000	
	東洋ゴム工業	50,000	746	37,300,000	
	日本電気硝子	84,000	517	43,428,000	
	TOTO	73,000	1,427	104,171,000	
	新日鐵住金	241,000	269	64,829,000	
	東京製鐵	35,500	568	20,164,000	
	日立金属	38,000	1,377	52,326,000	
	DOWAホールディングス	46,000	840	38,640,000	
	クボタ	59,000	1,329	78,411,000	
	ダイキン工業	5,600	5,781	32,373,600	
	三菱重工業	130,000	559	72,670,000	
	日立製作所	190,000	731	138,890,000	

	日本電産	6,400	5,844	37,401,600	
	パナソニック	98,500	1,097	108,054,500	
	日本光電工業	9,400	4,195	39,433,000	
	ローム	8,800	4,620	40,656,000	
	デンソー	21,400	4,798	102,677,200	
	トヨタ自動車	5,500	5,321	29,265,500	
	マツダ	264,000	448	118,272,000	
	富士重工業	41,200	2,723	112,187,600	
	ヤマハ発動機	49,900	1,606	80,139,400	
	テルモ	37,500	2,103	78,862,500	
	東京急行電鉄	119,000	614	73,066,000	
	K D D I	28,900	5,220	150,858,000	
	ソフトバンク	12,500	7,174	89,675,000	
	シップヘルスケアホールディングス	5,000	3,760	18,800,000	
	三井物産	62,800	1,444	90,683,200	
	ミスミグループ本社	31,500	2,635	83,002,500	
	セブン&アイ・ホールディングス	17,100	3,809	65,133,900	
	良品計画	7,900	9,790	77,341,000	
	コメリ	23,600	2,705	63,838,000	
	ケーズホールディングス	26,300	2,697	70,931,100	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	256,500	542	139,023,000	
	三井住友トラスト・ホールディングス	108,000	437	47,196,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	39,600	4,094	162,122,400	
	スルガ銀行	56,000	1,743	97,608,000	
	T & Dホールディングス	114,900	1,189	136,616,100	
	三井不動産	28,000	3,035	84,980,000	
小計		3,119,200		3,545,944,400	
合計				3,545,944,400	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」の状況  
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成26年4月10日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,892,401
株式	430,645,700
未収入金	9,208,061
未収配当金	3,350,760
未収利息	8
流動資産合計	454,096,930
資産合計	454,096,930
負債の部	
流動負債	
未払金	1,832,162
未払解約金	2,830,000
流動負債合計	4,662,162
負債合計	4,662,162
純資産の部	
元本等	
元本	318,192,942
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	131,241,826
元本等合計	449,434,768
純資産合計	449,434,768
負債純資産合計	454,096,930

(注) 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンドの計算期間は、毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は平成26年4月10日現在における明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成25年4月11日 至 平成26年4月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。

## （貸借対照表に関する注記）

区分	(平成26年4月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	318,192,942口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.4125円

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## （1）金融商品の状況に関する事項

(自 平成25年4月11日 至 平成26年4月10日)	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

## （2）金融商品の時価等に関する事項

(平成26年4月10日現在)	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（平成26年4月10日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	18,811,304
合計	18,811,304

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 元本の移動

区分	（平成26年4月10日現在）	
1. 期首元本額		322,309,948円
期中追加設定元本額		125,206,301円
期中一部解約元本額		129,323,307円
平成26年4月10日現在 における元本の内訳 (注)		
	明治安田DC中小型株式オープン	63,939,073円
	明治安田日本株式リサーチオープン	42,118,345円
	明治安田DC日本株式リサーチオープン	98,218,732円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	28,935,671円
	明治安田グローバルバランスオープン	7,555,263円
	明治安田DCグローバルバランスオープン	27,471,088円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	10,099,748円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	24,824,566円
	明治安田VA日本株式オープン(適格機関投資家私募)	8,491,591円
	明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	2,650,468円
	明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	3,888,397円
	合計	318,192,942円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	ショーボンドホールディングス	1,500	4,380	6,570,000	
	タマホーム	7,900	818	6,462,200	
	安藤・間	20,900	395	8,255,500	
	前田建設工業	17,000	685	11,645,000	
	サッポロホールディングス	21,000	405	8,505,000	
	わらべや日洋	3,400	1,926	6,548,400	
	エア・ウォーター	4,000	1,414	5,656,000	
	ポーラ・オルビスホールディングス	1,700	3,840	6,528,000	
	日本農薬	8,000	1,421	11,368,000	
	エフピコ	2,400	3,055	7,332,000	
	生化学工業	4,700	1,273	5,983,100	
	JCRファーマ	2,400	2,126	5,102,400	
	UMNファーマ	2,500	3,300	8,250,000	
	ペプチドリーム	100	8,210	821,000	
	ジオスター	9,000	680	6,120,000	
	ニチハ	4,700	1,138	5,348,600	
	東京鐵鋼	16,000	398	6,368,000	
	愛知製鋼	17,000	395	6,715,000	
	アイダエンジニアリング	8,700	929	8,082,300	
	牧野フライス製作所	9,000	691	6,219,000	
	オイレス工業	3,000	2,156	6,468,000	
	フロイント産業	3,900	1,130	4,407,000	
	小森コーポレーション	7,200	1,256	9,043,200	
	タダノ	8,000	1,254	10,032,000	
	竹内製作所	4,000	2,446	9,784,000	
	ホシザキ電機	1,200	4,070	4,884,000	
	デンヨー	3,100	1,590	4,929,000	
	沖電気工業	44,000	208	9,152,000	
	アンリツ	6,800	1,128	7,670,400	
	日本電産リード	4,400	1,264	5,561,600	
	遠藤照明	4,100	1,842	7,552,200	
	プレス工業	13,000	377	4,901,000	
	テイ・エス テック	2,400	2,924	7,017,600	
	日機装	7,000	1,111	7,777,000	
	朝日インテック	2,900	3,860	11,194,000	
	CYBERDYNE	800	7,250	5,800,000	
	前田工織	7,400	1,469	10,870,600	
	三菱鉛筆	2,800	2,692	7,537,600	
	静岡瓦斯	9,400	603	5,668,200	
	コロプラ	2,700	2,602	7,025,400	
	ブロードリーフ	3,000	1,611	4,833,000	
	インターネットイニシアティブ	2,400	2,132	5,116,800	
	KADOKAWA	1,100	3,190	3,509,000	

	アークランドサービス	3,700	3,040	11,248,000	
	あさひ	4,500	1,279	5,755,500	
	ワークマン	1,600	4,130	6,608,000	
	ユナイテッドアローズ	2,300	3,740	8,602,000	
	エイチ・ツー・オー リテイリング	9,000	754	6,786,000	
	アークス	3,300	1,986	6,553,800	
	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	11,600	791	9,175,600	
	リコーリース	2,000	2,438	4,876,000	
	タカラレーベン	21,000	300	6,300,000	
	ジェイエシーリクルートメント	9,100	1,150	10,465,000	
	日本M&Aセンター	4,000	2,583	10,332,000	
	総合警備保障	2,300	2,177	5,007,100	
	カカクコム	2,500	1,604	4,010,000	
	J Pホールディングス	14,100	452	6,373,200	
	テイクアンドギヴ・ニーズ	4,100	1,862	7,634,200	
	リゾートトラスト	5,600	1,547	8,663,200	
	ビー・エム・エル	1,900	3,770	7,163,000	
	エイチ・アイ・エス	1,200	5,400	6,480,000	
小計		410,300		430,645,700	
合計				430,645,700	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」の状況  
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成26年4月10日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	111,923,104
国債証券	3,305,835,800
地方債証券	105,867,000
特殊債証券	148,156,871
社債証券	2,822,520,000
未収利息	11,657,582
前払費用	2,478,847
流動資産合計	6,508,439,204
資産合計	6,508,439,204
負債の部	
流動負債	
未払解約金	4,850,000
流動負債合計	4,850,000
負債合計	4,850,000
純資産の部	
元本等	
元本	5,091,105,552
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	1,412,483,652
元本等合計	6,503,589,204
純資産合計	6,503,589,204
負債純資産合計	6,508,439,204

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成25年4月11日 至 平成26年4月10日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>公社債 個別法に基づき、時価で評価しております。            時価評価にあたっては、原則として 業界団体が公表する店頭売買参考統計値            (平均値) 金融商品取引業者の提示する価額(ただし、売気配相場は使用し            ない) 価格情報会社の提供する価額などに基づいて時価評価しております。            時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認め            た場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額に            より評価しております。</p>



## (貸借対照表に関する注記)

区分	(平成26年4月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	5,091,105,552口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.2774円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成25年4月11日 至 平成26年4月10日)
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスクなどに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

(平成26年4月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 公社債 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（平成26年4月10日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	5,255,870
地方債証券	1,024,000
特殊債券	106,665
社債券	13,798,000
合計	7,411,465

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 元本の移動

区分	（平成26年4月10日現在）	
1. 期首元本額		4,550,663,235円
期中追加設定元本額		1,194,063,388円
期中一部解約元本額		653,621,071円
期末現在における元本の内訳（注）	明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	155,908,689円
	明治安田グローバルバランスオープン	60,601,630円
	明治安田DCグローバルバランスオープン	225,234,852円
	明治安田日本債券オープン（毎月決算型）	161,908,688円
	明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	373,672,947円
	明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	409,405,416円
	明治安田DC日本債券オープン	3,453,510,298円
	明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	97,962,349円
	明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	61,735,048円
	明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスファンド（適格機関投資家私募）	91,165,635円
	合計	5,091,105,552円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第336回利付国債2年	16,000,000	16,005,600	
	第338回利付国債2年	71,000,000	71,026,980	
	第88回利付国債5年	330,000,000	331,320,000	
	第88回利付国債5年	357,000,000	358,428,000	
	第102回利付国債5年	2,000,000	2,010,700	
	第105回利付国債5年	100,000,000	100,285,000	
	第105回利付国債5年	20,000,000	20,057,000	
	第116回利付国債5年	34,000,000	34,039,440	
	第116回利付国債5年	70,000,000	70,081,200	
	第1回利付国債40年	6,000,000	7,047,840	
	第2回利付国債40年	9,000,000	10,108,080	
	第3回利付国債40年	13,000,000	14,596,400	
	第4回利付国債40年	14,000,000	15,712,760	
	第5回利付国債40年	12,000,000	12,800,640	
	第6回利付国債40年	12,000,000	12,445,560	
	第6回利付国債40年	1,000,000	1,037,130	
	第6回利付国債40年	2,000,000	2,074,260	
	第6回利付国債40年	1,000,000	1,037,130	
	第311回利付国債10年	43,000,000	44,441,360	
	第313回利付国債10年	306,000,000	326,223,540	
	第313回利付国債10年	100,000,000	106,609,000	
	第315回利付国債10年	100,000,000	105,919,000	
	第315回利付国債10年	80,000,000	84,735,200	
	第4回利付国債30年	20,000,000	25,159,800	
	第18回利付国債30年	39,000,000	44,251,740	
	第22回利付国債30年	26,000,000	30,416,100	
	第23回利付国債30年	25,000,000	29,234,000	
	第27回利付国債30年	21,000,000	24,577,350	
	第28回利付国債30年	14,000,000	16,407,580	
	第29回利付国債30年	20,000,000	23,074,200	
	第31回利付国債30年	30,000,000	33,465,600	
	第33回利付国債30年	14,000,000	15,040,340	
	第34回利付国債30年	20,000,000	22,342,600	
	第39回利付国債30年	113,000,000	118,564,120	
	第40回利付国債30年	14,000,000	14,359,100	
	第42回利付国債30年	9,000,000	9,008,910	
	第85回利付国債20年	100,000,000	115,353,000	
	第88回利付国債20年	32,000,000	37,663,040	
	第90回利付国債20年	28,000,000	32,636,520	
	第92回利付国債20年	25,000,000	28,842,250	

	第94回利付国債20年	13,000,000	14,998,100	
	第97回利付国債20年	18,000,000	20,993,400	
	第107回利付国債20年	100,000,000	114,968,000	
	第112回利付国債20年	3,000,000	3,441,810	
	第113回利付国債20年	57,000,000	65,296,350	
	第115回利付国債20年	76,000,000	88,066,520	
	第116回利付国債20年	26,000,000	30,080,700	
	第117回利付国債20年	24,000,000	27,401,760	
	第120回利付国債20年	61,000,000	65,055,890	
	第120回利付国債20年	18,000,000	19,196,820	
	第121回利付国債20年	20,000,000	22,180,600	
	第128回利付国債20年	84,000,000	92,573,880	
	第137回利付国債20年	21,000,000	22,219,050	
	第138回利付国債20年	9,000,000	9,230,760	
	第140回利付国債20年	126,000,000	132,802,740	
	第146回利付国債20年	50,000,000	52,092,500	
	第147回利付国債20年	13,000,000	13,278,200	
	第147回利付国債20年	116,000,000	118,482,400	
	第148回利付国債20年	2,000,000	2,003,060	
	第148回利付国債20年	23,000,000	23,035,190	
国債証券計		3,109,000,000	3,305,835,800	
地方債証券	第304回大阪府公募公債	100,000,000	105,867,000	
地方債証券計		100,000,000	105,867,000	
特殊債券	第44回韓国産業銀行円貨債券	100,000,000	99,791,000	
	S種第14回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	46,068,000	48,365,871	
特殊債券計		146,068,000	148,156,871	
社債券	第499回中部電力(一般担保付)	100,000,000	102,981,000	
	第472回関西電力(一般担保付)	100,000,000	105,514,000	
	第491回関西電力(一般担保付)	100,000,000	100,365,000	
	第378回中国電力(一般担保付)	100,000,000	101,093,000	
	第281回四国電力(一般担保付)	100,000,000	102,018,000	
	第424回九州電力(一般担保付)	100,000,000	101,734,000	
	第425回九州電力(一般担保付)	100,000,000	99,960,000	
	第44回三井化学無担保社債	200,000,000	201,768,000	
	第5回東燃ゼネラル石油無担保社債	100,000,000	100,107,000	
	第6回東燃ゼネラル石油無担保社債	100,000,000	100,207,000	
	第17回日立製作所無担保社債	100,000,000	100,942,000	
	第38回IHI無担保社債	100,000,000	102,658,000	
	第25回日産フィナンシャルサービス無担保社債	100,000,000	99,956,000	
	第66回アコム無担保社債	100,000,000	100,086,000	
	第44回野村ホールディングス無担保社債	100,000,000	100,106,000	
	第87回住友不動産無担保社債	100,000,000	102,193,000	
	第38回電源開発無担保社債	100,000,000	100,465,000	
	第44回ソフトバンク無担保社債	200,000,000	197,728,000	
	第11回フランス相互信用連合銀行円貨社債	200,000,000	199,716,000	

	第4回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	200,000,000	199,830,000	
	第14回ルノー円貨社債	300,000,000	302,793,000	
	第5回八ナ銀行円貨社債	100,000,000	100,300,000	
社債券計		2,800,000,000	2,822,520,000	
合計			6,382,379,671	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」の状況  
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成26年4月10日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	22,467,423
コール・ローン	44,320,761
株式	5,450,478,265
投資証券	40,271,345
未収配当金	9,345,944
未収利息	36
流動資産合計	5,566,883,774
資産合計	5,566,883,774
負債の部	
流動負債	
未払解約金	610,000
流動負債合計	610,000
負債合計	610,000
純資産の部	
元本等	
元本	3,691,051,068
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	1,875,222,706
元本等合計	5,566,273,774
純資産合計	5,566,273,774
負債純資産合計	5,566,883,774

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成25年4月11日 至 平成26年4月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金（株式、投資証券） 原則として株式、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(平成26年4月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	3,691,051,068口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1.5080円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## （1）金融商品の状況に関する事項

（自 平成25年 4月11日 至 平成26年 4月10日）	
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（3）附属明細表」に記載しております。これらは、株価変動リスク、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、リートのリスク、カントリーリスクなどに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、外国為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする外国為替予約取引に係る為替変動リスクを有しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。

## （2）金融商品の時価等に関する事項

（平成26年 4月10日現在）	
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	株式、投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（平成26年 4月10日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	796,420,882
投資証券	1,120,006
合計	797,540,888

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。



(その他の注記)

元本の移動

区分	(平成26年4月10日現在)	
1. 期首元本額		3,736,196,207円
期中追加設定元本額		306,059,531円
期中一部解約元本額		351,204,670円
期末現在における元本の内訳(注)	明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	174,751,995円
	明治安田グローバルバランスオープン	41,496,739円
	明治安田DCグローバルバランスオープン	149,269,786円
	明治安田DC外国株式リサーチオープン	3,026,746,593円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	53,783,840円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	178,471,945円
	明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	13,581,543円
	明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	26,526,918円
	明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド(適格機関投資家私募)	26,421,709円
	合計	3,691,051,068円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMAZON.COM INC	1,600	331.67	530,672.00	
	ABBOTT LABORATORIES	10,800	37.63	406,404.00	
	ALLERGAN INC	3,600	120.91	435,276.00	
	AMERICAN EXPRESS CO	8,300	88.72	736,376.00	
	APPLE INC	1,780	530.30	943,934.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	16,700	47.98	801,266.00	
	CELGENE CORP	2,700	147.32	397,764.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	11,900	59.27	705,313.00	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	9,300	65.73	611,289.00	
	DANAHER CORP	9,100	75.65	688,415.00	
	WALT DISNEY CO/THE	11,700	80.47	941,499.00	
	DOLLAR TREE INC	8,900	52.13	463,957.00	
	FLOWSERVE CORP	4,500	77.85	350,325.00	
	CITIGROUP INC	15,200	47.16	716,832.00	
	ECOLAB INC	5,200	107.20	557,440.00	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	7,200	69.71	501,912.00	
	EXXON MOBIL CORP	10,600	97.33	1,031,698.00	
	NEXTERA ENERGY INC	10,500	96.43	1,012,515.00	
	FRANKLIN RESOURCES INC	9,000	53.36	480,240.00	
	FREEMONT-MCMORAN COPPER	7,000	33.98	237,860.00	
	GILEAD SCIENCES INC	5,900	70.65	416,835.00	
	GENERAL ELECTRIC CO	27,500	25.95	713,625.00	

	F5 NETWORKS INC	2,500	109.75	274,375.00	
	HOME DEPOT INC	8,200	77.76	637,632.00	
	INTEL CORP	12,100	26.98	326,458.00	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	8,400	55.57	466,788.00	
	MICROSOFT CORP	21,400	40.47	866,058.00	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	4,400	78.76	346,544.00	
	NETAPP INC	4,400	37.66	165,704.00	
	NIKE INC -CL B	6,700	73.56	492,852.00	
	WELLS FARGO & CO	22,200	49.10	1,090,020.00	
	MONSANTO CO	5,000	115.08	575,400.00	
	ORACLE CORP	12,500	40.88	511,000.00	
	PEPSICO INC	4,900	83.91	411,159.00	
	PFIZER INC	27,400	31.23	855,702.00	
	PRECISION CASTPARTS CORP	1,650	253.83	418,819.50	
	US BANCORP	18,100	42.01	760,381.00	
	SCHLUMBERGER LTD	5,400	99.02	534,708.00	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	5,600	82.22	460,432.00	
	STARBUCKS CORP	6,000	72.48	434,880.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	7,800	47.24	368,472.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	4,100	120.40	493,640.00	
	MARATHON OIL CORP	13,200	35.47	468,204.00	
	UNION PACIFIC CORP	3,400	186.57	634,338.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	6,400	117.04	749,056.00	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	5,300	81.39	431,367.00	
	WALGREEN CO	7,000	65.52	458,640.00	
	WAL-MART STORES INC	3,800	77.97	296,286.00	
	GOOGLE INC-CL A	820	567.04	464,972.80	
	TRANSDIGM GROUP INC	2,500	178.96	447,400.00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	6,000	83.88	503,280.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	2,900	207.54	601,866.00	
	ACCENTURE PLC-CL A	4,300	78.48	337,464.00	
	MEAD JOHNSON NUTRITION CO	3,000	85.28	255,840.00	
	EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	6,500	74.22	482,430.00	
	FACEBOOK INC-A	8,200	62.41	511,762.00	
	EATON CORP PLC	6,500	74.79	486,135.00	
	ABBVIE INC	6,500	50.63	329,095.00	
	GOOGLE INC-CL C	820	564.14	462,594.80	
小計		474,870		32,093,202.10	
				(3,275,432,206)	
カナダドル	BARRICK GOLD CORP	6,500	20.60	133,900.00	
	BANK OF NOVA SCOTIA	11,900	64.92	772,548.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	9,400	44.05	414,070.00	
	SUNCOR ENERGY INC	17,800	39.62	705,236.00	
小計		45,600		2,025,754.00	
				(190,177,785)	

オーストラリアドル	RIO TINTO LTD	8,000	65.14	521,120.00	
	SUNCORP GROUP LTD	41,100	12.85	528,135.00	
	BRAMBLES LTD	54,400	9.42	512,448.00	
小計		103,500		1,561,703.00	
				(149,657,998)	
イギリスポンド	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	4,400	34.00	149,600.00	
	STANDARD CHARTERED PLC	10,500	13.27	139,335.00	
	COMPASS GROUP PLC	39,400	9.095	358,343.00	
	BG GROUP PLC	27,000	11.17	301,590.00	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	13,000	23.565	306,345.00	
	INMARSAT PLC	44,400	7.60	337,440.00	
	WHITBREAD PLC	7,800	41.29	322,062.00	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	8,100	47.83	387,423.00	
	JOHNSON MATTHEY PLC	16,800	32.23	541,464.00	
	VODAFONE GROUP PLC	100,000	2.20	220,000.00	
小計		271,400		3,063,602.00	
				(525,806,011)	
スイスフラン	NOVARTIS AG-REG	5,700	73.50	418,950.00	
	NESTLE SA-REG	12,200	68.40	834,480.00	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	13,400	28.53	382,302.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	6,500	85.85	558,025.00	
小計		37,800		2,193,757.00	
				(254,804,875)	
香港ドル	BEIJING ENTERPRISES HLDGS	46,000	68.70	3,160,200.00	
	HENGAN INTL GROUP CO LTD	29,500	83.15	2,452,925.00	
	AIA GROUP LTD	119,000	37.55	4,468,450.00	
小計		194,500		10,081,575.00	
				(132,673,527)	
スウェーデンクローナ	ATLAS COPCO AB-A SHS	13,600	193.10	2,626,160.00	
小計		13,600		2,626,160.00	
				(41,414,543)	
ユーロ	ADIDAS AG	2,300	78.16	179,768.00	
	DEUTSCHE POST AG-REG	9,000	27.31	245,790.00	
	SAP AG	4,800	58.40	280,320.00	
	BAYER AG-REG	5,400	95.52	515,808.00	
	BASF SE	2,900	78.84	228,636.00	
	VOLKSWAGEN AG-PFD	1,600	196.70	314,720.00	
	SIEMENS AG-REG	2,500	98.17	245,425.00	
	LINDE AG	2,000	144.15	288,300.00	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PFD	3,100	78.92	244,652.00	
	WIRECARD AG	5,900	30.05	177,295.00	
	BANCA GENERALI SPA	17,100	23.68	404,928.00	

	PERNOD-RICARD SA	2,000	85.23	170,460.00	
	SOCIETE GENERALE	7,200	45.09	324,648.00	
	AXA SA	20,400	18.69	381,276.00	
	BNP PARIBAS	4,700	56.90	267,430.00	
	SUEZ ENVIRONNEMENT CO	31,200	14.62	456,144.00	
	KONINKLIJKE DSM NV	4,700	49.97	234,859.00	
	ASML HOLDING NV	4,300	65.94	283,542.00	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	2,200	60.33	132,726.00	
	INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	40,000	5.098	203,920.00	
	UCB SA	3,700	56.63	209,531.00	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	24,400	17.60	429,440.00	
小計		201,400		6,219,618.00	
				(880,511,320)	
合計				5,450,478,265	
				(5,450,478,265)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数(口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資証券					
米ドル	CROWN CASTLE INTL CORP	5,300	74.45	394,585.00	
小計		5,300		394,585.00	
				(40,271,345)	
合計				40,271,345	
				(40,271,345)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 59 銘柄	98.8%	-	59.7%
	投資証券 1 銘柄	-	1.2%	0.7%
カナダドル	株式 4 銘柄	100.0%	-	3.5%
オーストラリアドル	株式 3 銘柄	100.0%	-	2.7%
イギリスポンド	株式 10 銘柄	100.0%	-	9.6%
スイスフラン	株式 4 銘柄	100.0%	-	4.6%
香港ドル	株式 3 銘柄	100.0%	-	2.4%
スウェーデンクローナ	株式 1 銘柄	100.0%	-	0.8%
ユーロ	株式 22 銘柄	100.0%	-	16.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の状況  
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	(平成26年4月10日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	4,890,472
コール・ローン	281,447,227
国債証券	26,578,951,808
地方債証券	1,163,290,633
特殊債券	5,959,973,428
社債券	346,171,190
派生商品評価勘定	5,760,441
未収入金	1,009,020,625
未収利息	284,389,950
前払費用	114,676,329
流動資産合計	35,748,572,103
資産合計	35,748,572,103
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,756,037
未払金	1,007,737,731
未払解約金	52,640,000
流動負債合計	1,066,133,768
負債合計	1,066,133,768
純資産の部	
元本等	
元本	17,077,734,102
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	17,604,704,233
元本等合計	34,682,438,335
純資産合計	34,682,438,335
負債純資産合計	35,748,572,103

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	(自 平成25年4月11日 至 平成26年4月10日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>公社債</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として 金融商品取引業者の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価格情報会社の提供する価額などに基づいて時価評価しております。時価が入手不能の場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由を認めた場合は、忠実義務に基づき当社が合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(平成26年4月10日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	17,077,734,102口
2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2.0309円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

(自 平成25年 4月11日 至 平成26年 4月10日)
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、証券投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。これらは、信用リスク、流動性リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどに晒されております。 また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、外国為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする外国為替予約取引に係る為替変動リスクを有しております。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっております。</p>

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

(平成26年 4月10日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法 公社債 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>



## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

（平成26年4月10日現在）	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	54,462,666
地方債証券	7,101,454
特殊債券	67,312,061
社債券	312,304
合計	129,188,485

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## （通貨関連）

区分	種類	（平成26年4月10日現在）			
		契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,009,854,972	-	1,015,611,009	5,756,037
	ユーロ	1,009,854,972	-	1,015,611,009	5,756,037
	買建	1,010,627,560	-	1,016,388,001	5,760,441
	ユーロ	1,010,627,560	-	1,016,388,001	5,760,441
	合計	2,020,482,532	-	2,031,999,010	4,404

## （注）時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。  
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。  
 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
  - 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(その他の注記)

元本の移動

区分	(平成26年4月10日現在)	
1. 期首元本額		23,142,317,601円
期中追加設定元本額		326,149,475円
期中一部解約元本額		6,390,732,974円
期末現在における元本の内訳(注)	明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	52,373,579円
	明治安田グローバルバランスオープン	22,829,958円
	明治安田DCグローバルバランスオープン	80,530,570円
	明治安田外国債券オープン	554,223,468円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	39,748,024円
	明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	65,952,851円
	明治安田DC外国債券オープン	2,642,363,777円
	明治安田外国債券オープン(毎月分配型)	12,184,021,948円
	グローバル・インカム・プラス(毎月分配型)	1,304,507,419円
	明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	10,140,948円
	明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	9,936,876円
	明治安田VA外国債券オープン(適格機関投資家私募)	97,464,320円
	明治安田ダウンスайдリスク抑制型グローバル・バランスPファンド(適格機関投資家私募)	13,640,364円
	合計	17,077,734,102円

(注) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B 2.125%	3,150,000	3,221,367.18	
	US TREASURY N/B 2.125%	1,310,000	1,339,679.68	
	US TREASURY N/B 4.25%	8,640,000	9,113,175.04	
	US TREASURY N/B 0.875%	10,470,000	10,504,354.68	
	US TREASURY N/B 0.625%	19,670,000	19,362,656.25	
	US TREASURY N/B 3.5%	3,340,000	3,623,639.07	
	US TREASURY N/B 0.75%	3,060,000	2,995,214.07	
	US TREASURY N/B 0.75%	120,000	117,459.37	
	US TREASURY N/B 2.25%	580,000	600,526.56	
	US TREASURY N/B 2.75%	7,010,000	7,390,073.43	
	US TREASURY N/B 2.75%	1,680,000	1,771,087.50	
	US TREASURY N/B 0.875%	1,460,000	1,393,501.56	
	US TREASURY N/B 3.625%	600,000	655,546.87	
	US TREASURY N/B 1.625%	1,500,000	1,399,804.69	
	REP OF POLAND 3%	1,800,000	1,700,100.00	
	US TREASURY N/B 6.125%	800,000	1,078,812.50	
	US TREASURY N/B 6.125%	730,000	984,416.40	
	US TREASURY N/B 5.375%	1,860,000	2,380,509.37	
	US TREASURY N/B 4.25%	9,050,000	10,250,539.06	
	US TREASURY N/B 4.25%	180,000	203,878.12	
	US TREASURY N/B 3.625%	830,000	838,689.06	
小計		77,840,000	80,925,030.46	
			(8,259,208,608)	
イギリスポンド	TREASURY 1%	7,100,000	7,028,006.00	
	TREASURY 4.25%	4,030,000	4,582,513.00	
	TREASURY 4.5%	1,870,000	2,232,967.00	
	TREASURY 3.25%	370,000	354,559.90	
小計		13,370,000	14,198,045.90	
			(2,436,810,617)	
スイスフラン	SWISS (GOVT) 3%	980,000	1,120,924.00	
小計		980,000	1,120,924.00	
			(130,195,322)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV'T 3.25%	1,390,000	1,502,868.00	
小計		1,390,000	1,502,868.00	
			(123,145,003)	

マレーシアリングット	MALAYSIAN GOV'T 4.262%	5,440,000	5,555,708.80	
小計		5,440,000	5,555,708.80	
			(176,171,526)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRNMNT 3.75%	9,000,000	9,798,300.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.75%	500,000	544,350.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5%	1,300,000	1,453,153.00	
小計		10,800,000	11,795,803.00	
			(186,019,813)	
デンマーククローネ	DENMARK - BULLET 4%	12,550,000	14,752,776.00	
小計		12,550,000	14,752,776.00	
			(279,712,632)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 7.25%	6,730,000	7,248,883.00	
	MEXICAN BONOS 7.75%	8,140,000	8,967,024.00	
	MEXICAN BONOS 6.5%	9,500,000	9,927,500.00	
	MEXICAN BONOS 10%	820,000	1,077,972.00	
	MEXICAN BONOS 7.75%	17,500,000	18,553,500.00	
小計		42,690,000	45,774,879.00	
			(359,332,800)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 5%	2,920,000	3,030,960.00	
	POLAND GOVT BOND 5%	140,000	145,320.00	
	POLAND GOVT BOND 5%	3,530,000	3,664,140.00	
	POLAND GOVT BOND 5%	60,000	62,280.00	
	POLAND GOVT BOND 5%	9,570,000	9,933,660.00	
小計		16,220,000	16,836,360.00	
			(572,267,876)	
南アフリカランド	REP SOUTH AFRICA 8.25%	8,030,000	8,208,266.00	
	REP SOUTH AFRICA 10.5%	4,150,000	4,855,085.00	
	REP SOUTH AFRICA 6.25%	6,500,000	4,845,750.00	
小計		18,680,000	17,909,101.00	
			(176,225,553)	
ユーロ	DEUTSCHLAND REP 1.5%	800,000	806,640.00	
	DEUTSCHLAND REP 6.5%	100,000	153,370.00	
	DEUTSCHLAND REP 4.75%	1,780,000	2,459,960.00	
	DEUTSCHLAND REP 4.75%	280,000	386,960.00	
	DEUTSCHLAND REP 3.25%	740,000	860,990.00	
	DEUTSCHLAND REP 2.5%	500,000	504,500.00	
	BTPS 4.5%	2,830,000	2,965,500.40	
	BTPS 4.75%	9,640,000	10,681,120.00	
	BTPS 4.75%	1,840,000	2,038,720.00	
	BTPS 5.25%	2,540,000	2,870,454.00	
	BTPS 5.25%	1,870,000	2,113,287.00	

	BTPS 4.5%	4,030,000	4,491,838.00	
	BTPS 6.5%	1,160,000	1,519,832.00	
	BTPS 5%	2,640,000	2,989,008.00	
	BTPS 4.75%	200,000	217,380.00	
	BTPS 4.75%	750,000	815,175.00	
	FRANCE O.A.T. 1.75%	2,000,000	1,980,300.00	
	FRANCE O.A.T. 5.75%	1,380,000	1,969,122.00	
	FRANCE O.A.T. 4.5%	1,850,000	2,347,465.00	
	FRANCE O.A.T. 4.5%	830,000	1,053,187.00	
	FRANCE O.A.T. 4.5%	650,000	824,785.00	
	FRANCE O.A.T. 4.5%	180,000	228,402.00	
	FRANCE O.A.T. 4.5%	550,000	697,895.00	
	FRANCE O.A.T. 4.5%	190,000	241,091.00	
	FRANCE O.A.T. 4.5%	50,000	63,445.00	
	FRANCE O.A.T. 4.5%	400,000	507,560.00	
	FRANCE O.A.T. 4.5%	200,000	253,780.00	
	NETHERLANDS GOVT 2.5%	2,940,000	3,115,812.00	
	NETHERLANDS GOVT 4%	5,250,000	5,982,900.00	
	NETHERLANDS GOVT 2.25%	2,250,000	2,367,855.00	
	SPANISH GOV'T 4.25%	700,000	758,555.00	
	SPANISH GOV'T 2.1%	4,080,000	4,208,316.00	
	SPANISH GOV'T 5.5%	4,660,000	5,315,196.00	
	SPANISH GOV'T 4%	700,000	776,230.00	
	SPANISH GOV'T 5.4%	2,360,000	2,792,824.00	
	SPANISH GOV'T 4.9%	1,100,000	1,229,250.00	
	SPANISH GOV'T 5.15%	1,150,000	1,313,990.00	
	BELGIAN 0307 3.25%	700,000	749,070.00	
	BELGIAN 1.25%	400,000	407,360.00	
	BELGIAN 3%	8,000,000	8,700,000.00	
	BELGIAN 4.25%	1,130,000	1,342,101.00	
	BELGIAN 4.25%	300,000	356,310.00	
	BELGIAN 4.25%	540,000	641,358.00	
	BELGIAN 4.5%	200,000	242,320.00	
	BELGIAN 0320 4.25%	1,600,000	1,929,440.00	
	BELGIAN 0331 3.75%	580,000	641,364.00	
	REP OF AUSTRIA 3.2%	680,000	734,944.00	
	REP OF AUSTRIA 1.15%	3,070,000	3,123,725.00	
	REP OF AUSTRIA 3.4%	3,000,000	3,420,000.00	
	FINNISH GOV'T 2.75%	230,000	243,110.00	
	REP OF POLAND 3.375%	1,500,000	1,608,600.00	
小計		87,100,000	98,042,396.40	
			(13,879,862,058)	
国債証券計			26,578,951,808	
			(26,578,951,808)	
地方債証券				

米ドル	ONTARIO PROVINCE 4%	3,300,000	3,597,990.00	
小計		3,300,000	3,597,990.00	
			(367,210,859)	
カナダドル	BRIT COLUMBIA 4.65%	6,360,000	7,119,384.00	
	BRIT COLUMBIA 4.3%	1,250,000	1,360,375.00	
小計		7,610,000	8,479,759.00	
			(796,079,774)	
地方債証券計			1,163,290,633	
			(1,163,290,633)	
特殊債券				
米ドル	OESTER KONTROLBK 1.75%	10,400,000	10,588,968.00	
	BK NED GEMEENTEN 5.125%	3,500,000	3,851,750.00	
	EUROPEAN INVT BK 4.875%	8,000,000	8,852,000.00	
	CAISSE AMORT DET 1.375%	3,900,000	3,875,820.00	
	NED WATERSCHAPBK 1.875%	5,000,000	4,906,500.00	
	BK NED GEMEENTEN 4.375%	3,300,000	3,636,600.00	
	CAISSE AMORT DET 3.375%	3,500,000	3,498,950.00	
小計		37,600,000	39,210,588.00	
			(4,001,832,611)	
オーストラリアドル	QUEENSLAND TREAS 4%	2,560,000	2,580,480.00	
	QUEENSLAND TREAS 4.25%	3,400,000	3,336,080.00	
小計		5,960,000	5,916,560.00	
			(566,983,944)	
イギリスポンド	EUROPEAN INVT BK 4.875%	1,400,000	1,522,080.00	
小計		1,400,000	1,522,080.00	
			(261,234,590)	
ノルウェークローネ	EUROPEAN INVT BK 3%	7,000,000	7,116,900.00	
小計		7,000,000	7,116,900.00	
			(122,481,849)	
ユーロ	EFSF 1.25%	7,000,000	7,116,200.00	
小計		7,000,000	7,116,200.00	
			(1,007,440,434)	
特殊債券計			5,959,973,428	
			(5,959,973,428)	
社債券				
米ドル	DEXIA CRED SA NY 2.25%	3,400,000	3,391,840.00	
小計		3,400,000	3,391,840.00	
			(346,171,190)	

社債券計			346,171,190	
			(346,171,190)	
合計			34,048,387,059	
			(34,048,387,059)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 16 銘柄	100.0%	24.3%
	地方債証券 1 銘柄	100.0%	1.1%
	特殊債券 7 銘柄	100.0%	11.7%
	社債券 9 銘柄	100.0%	1.0%
カナダドル	地方債証券 2 銘柄	100.0%	2.3%
オーストラリアドル	特殊債券 2 銘柄	100.0%	1.7%
イギリスポンド	国債証券 4 銘柄	100.0%	7.1%
	特殊債券 1 銘柄	100.0%	0.8%
スイスフラン	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.4%
シンガポールドル	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.4%
マレーシアリングgit	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.5%
スウェーデンクローナ	国債証券 2 銘柄	100.0%	0.5%
ノルウェークローネ	特殊債券 1 銘柄	100.0%	0.4%
デンマーククローネ	国債証券 1 銘柄	100.0%	0.8%
メキシコペソ	国債証券 5 銘柄	100.0%	1.0%
ポーランドズロチ	国債証券 1 銘柄	100.0%	1.7%
南アフリカランド	国債証券 3 銘柄	100.0%	0.5%
ユーロ	国債証券 38 銘柄	100.0%	40.8%
	特殊債券 1 銘柄	100.0%	3.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

**2【ファンドの現況】**

（平成26年4月30日現在）

**【純資産額計算書】**

資産総額	296,255,739円
負債総額	2,158,219円
純資産総額（ - ）	294,097,520円
発行済口数	282,698,796口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0403円

（参考）

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	3,684,088,580円
負債総額	53,839,512円
純資産総額（ - ）	3,630,249,068円
発行済口数	4,361,286,873口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8324円

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	464,837,142円
負債総額	330,000円
純資産総額（ - ）	464,507,142円
発行済口数	322,798,308口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4390円

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	8,172,691,894円
負債総額	720,432,580円
純資産総額（ - ）	7,452,259,314円
発行済口数	5,832,305,037口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2778円

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	5,923,134,782円
負債総額	1,140,000円
純資産総額（ - ）	5,921,994,782円
発行済口数	3,908,073,928口
1口当たり純資産額（ / ）	1.5153円

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	34,936,829,171円
------	-----------------



負債総額	35,646,159円
純資産総額( - )	34,901,183,012円
発行済口数	17,084,636,903口
1口当たり純資産額( / )	2.0428円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1)名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (6)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

### (7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### 投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。平成26年4月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種 類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	143 本	732,203,005,168 円
単位型株式投資信託	1 本	2,944,407,236 円
合 計	144 本	735,147,412,404 円



### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	7,585,064	8,085,650
前払費用	80,260	101,153
未収入金	190,980	3,012
未収委託者報酬	487,397	824,141
未収運用受託報酬	141,641	147,074
未収投資助言報酬	197,081	217,338
その他	15,812	991
流動資産合計	8,698,236	9,379,363
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>1</sup> 90,863	<sup>1</sup> 84,549
器具備品	<sup>1</sup> 117,771	<sup>1</sup> 100,559
有形固定資産合計	208,635	185,108
無形固定資産		
ソフトウェア	57,810	48,708
電話加入権	6,662	6,662
その他	340	257
無形固定資産合計	64,813	55,628
投資その他の資産		
投資有価証券	-	200
長期差入保証金	97,273	96,907
長期前払費用	95	30
投資その他の資産合計	97,368	97,137
固定資産合計	370,817	337,875
資産合計	9,069,054	9,717,238

（単位：千円）

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	82,916	23,796
未払金	539,304	603,836
未払収益分配金	135	121
未払償還金	7,315	7,315
未払手数料	198,056	337,275
その他未払金	333,796	259,123
未払費用	30,603	17,762
未払法人税等	7,214	57,049
未払消費税等	-	60,062
賞与引当金	86,215	51,446
流動負債合計	746,254	813,953
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	84,636	47,801
繰延税金負債	-	0
資産除去債務	27,376	27,735
固定負債合計	112,012	75,537
負債合計	858,266	889,491
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	520,962	1,137,921
利益剰余金合計	3,696,003	4,312,963
株主資本合計	8,210,787	8,827,746
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	-	0
評価・換算差額等合計	-	0
純資産合計	8,210,787	8,827,746
負債・純資産合計	9,069,054	9,717,238

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成24年4月1日	(自	平成25年4月1日
	至	平成25年3月31日)	至	平成26年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		2,773,510		4,149,012
受入手数料		21,027		11,000
運用受託報酬		1,564,002		1,371,391
投資助言報酬		372,192		411,659
営業収益合計		4,730,732		5,943,063
営業費用				
支払手数料		1,246,685		1,842,089
広告宣伝費		17,645		17,865
公告費		-		161
調査費		975,236		1,236,192
調査費		385,416		360,775
委託調査費		589,820		875,417
委託計算費		287,651		292,437
営業雑経費		90,766		106,361
通信費		17,735		17,043
印刷費		61,830		79,080
協会費		7,902		7,057
諸会費		3,283		2,989
営業雑費		14		190
営業費用合計		2,617,985		3,495,108
一般管理費				
給料		1,423,034		1,173,694
役員報酬		59,208		55,993
給料・手当		1,123,919		950,974
賞与		239,907		166,726
その他報酬		-		1,551
賞与引当金繰入		86,215		51,446
福利厚生費		239,485		205,022
交際費		1,049		1,176
寄付金		200		200
旅費交通費		27,549		25,398
租税公課		21,013		22,977
不動産賃借料		209,742		85,159
退職給付費用		27,754		14,537
固定資産減価償却費		81,773		60,202
諸経費		141,550		146,367
一般管理費合計		2,259,368		1,787,733
営業利益又は営業損失( )		146,621		660,222



（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
営業外収益		
受取利息	3,610	2,661
償還金等時効完成分	50	42
保険契約返戻金・配当金	<sup>1</sup> 1,192	<sup>1</sup> 1,269
雑益	848	541
営業外収益合計	5,702	4,515
営業外費用		
為替差損	-	61
賃貸借契約解約損	117	-
雑損	1	-
営業外費用合計	119	61
経常利益又は経常損失（ ）	141,038	664,675
特別利益	-	-
特別損失		
固定資産除却損	<sup>2</sup> 161,764	<sup>2</sup> 190
本社移転関連費用	<sup>1</sup> 88,653	-
特別退職加算金等	130,628	-
特別損失合計	381,046	190
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失（ ）	522,084	664,484
法人税、住民税及び事業税	2,290	47,525
法人税等合計	2,290	47,525
当期純利益又は当期純損失（ ）	524,374	616,959

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純損失（ ）				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,050,436	4,225,478	8,740,261
当期変動額					
剰余金の配当			5,099	5,099	5,099
当期純損失（ ）			524,374	524,374	524,374
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	529,474	529,474	529,474
当期末残高	83,040	3,092,001	520,962	3,696,003	8,210,787

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	8,740,261
当期変動額			
剰余金の配当			5,099
当期純損失（ ）			524,374
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	529,474
当期末残高	-	-	8,210,787

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	520,962	3,696,003	8,210,787
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益			616,959	616,959	616,959
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	616,959	616,959	616,959
当期末残高	83,040	3,092,001	1,137,921	4,312,963	8,827,746

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	8,210,787
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			616,959
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	0	0	0
当期変動額合計	0	0	616,959
当期末残高	0	0	8,827,746

## 重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）</p>
<p>2. 固定資産の減価償却方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>

**3. 引当金の計上基準**

- (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。
- (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。

**4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項****消費税等の会計処理方法**

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

**表示方法の変更**

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、（退職給付関係）注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）注記の組替えは行っておりません。

**注記事項**

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物	1,052千円	7,366千円
器具備品	222,594千円	220,998千円

（損益計算書関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,192千円	1,269千円
本社移転関連費用	30,179千円	-

2 前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

固定資産除却損の内容は、建物107,628千円、器具備品53,722千円、ソフトウェア413千円であります。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

固定資産除却損の内容は、主にソフトウェア190千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,099,490円	270円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	308,424,710円	16,330円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月27日

## (リース取引関係)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

## 前事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,585,064	7,585,064	-
(2) 未収委託者報酬	487,397	487,397	-
(3) 未収運用受託報酬	141,641	141,641	-
(4) 未収投資助言報酬	197,081	197,081	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	-	-	-
(6) 長期差入保証金	97,273	84,120	13,152
資産計	8,508,457	8,495,304	13,152
(1) 未払手数料	198,056	198,056	-
(2) その他未払金	333,796	333,796	-
負債計	531,852	531,852	-

## 当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,085,650	8,085,650	-
(2) 未収委託者報酬	824,141	824,141	-
(3) 未収運用受託報酬	147,074	147,074	-
(4) 未収投資助言報酬	217,338	217,338	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	200	200	-
(6) 長期差入保証金	96,907	85,233	11,673
資産計	9,371,312	9,359,639	11,673
(1) 未払手数料	337,275	337,275	-
(2) その他未払金	259,123	259,123	-
負債計	596,399	596,399	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(6) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	7,584,441	-	-	-
未収委託者報酬	487,397	-	-	-
未収運用受託報酬	141,641	-	-	-
未収投資助言報酬	197,081	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	366	-	-	96,907
合計	8,410,927	-	-	96,907

当事業年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,084,873	-	-	-
未収委託者報酬	824,141	-	-	-
未収運用受託報酬	147,074	-	-	-
未収投資助言報酬	217,338	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	100	-	-
長期差入保証金	-	-	-	96,907
合計	9,273,427	100	-	96,907

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

当事業年度（平成26年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	200	200	0
小計	200	200	0
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-

合計	200	200	0
----	-----	-----	---

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券  
該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券  
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務	(千円)	454,392
(2) 年金資産	(千円)	369,756
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	(千円)	84,636
(4) 退職給付引当金 (3)	(千円)	84,636

3. 退職給付費用に関する事項

退職給付費用	(千円)	27,754
--------	------	--------

(注) 上記の退職給付費用以外に特別退職金129,228千円を特別損失に計上しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	84,636	千円
退職給付費用	14,537	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	51,371	"
退職給付引当金の期末残高	47,801	"

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	440,436	千円
年金資産	392,907	"
	47,258	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47,801	"
退職給付に係る負債	47,801	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	47,801	"

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	14,537	千円
----------------	--------	----

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。



## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
繰延税金資産				
税務上の繰越欠損金	689,786	千円	488,264	千円
税務上の繰延資産償却超過額	46,523	"	30,791	"
賞与引当金繰入限度超過額	32,770	"	18,335	"
退職給付引当金繰入限度超過額	31,036	"	17,036	"
その他	24,586	"	26,327	"
繰延税金資産小計	824,703	"	580,755	"
評価性引当額	814,989	"	571,781	"
繰延税金資産合計	9,713	"	8,974	"
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額金	-	"	0	"
資産除去費用	9,713	"	8,974	"
繰延税金負債合計	9,713	"	8,974	"
繰延税金資産の純額	-	"	0	"

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成26年3月31日)	
法定実効税率	-		38.01	%
（調整）				
交際費等永久に損金に算入されない項目	-		0.07	"
評価性引当額の増減	-		31.25	"
住民税均等割	-		0.35	"
その他	-		0.03	"
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-		7.15	%

（注）前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

## 3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等について、前事業年度の38.01%から35.64%に変更されております。

なお、この変更による財務諸表への影響はありません。

## （企業結合等関係）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## (1) 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の耐用年数満了時（15年）としており、割引率は1.314%を適用しております。

なお、前事業年度の本社移転に伴い、使用見込期間を16年から15年に、割引率を0.896%から1.314%にそれぞれ変更しております。

## (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	
期首残高	55,470	千円	27,376	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	27,316	"	-	"
時の経過による調整額	515	"	359	"
資産除去債務の履行による減少額	55,925	"	-	"

期末残高	27,376 千円	27,735 千円
------	-----------	-----------

(持分法損益等)  
該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	2,773,510	21,027	1,564,002	372,192	4,730,732

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への売上高	4,149,012	11,000	1,371,391	411,659	5,943,063

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

## 1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	210,000	生命保険業	（被所有） 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、設備の賃借及び役員の兼任	運用受託報酬	26,081	未収運用受託報酬	5,926
							投資助言報酬	359,783	未収投資助言報酬	190,120
							支払手数料	162,340	未払手数料	53,501
							事務所家賃	231,510	未収入金	190,313
									その他未払金	99

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区	260,000	生命保険業	（被所有） 直接 92.86%	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	24,994	未収運用受託報酬	6,713
							投資助言報酬	390,411	未収投資助言報酬	205,397
							支払手数料	190,026	未払手数料	63,325

取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬および投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

事務所家賃については、近隣の取引情勢に基づいて、契約により所定金額を決定しております。

（注）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

## （1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
1株当たり純資産額	434,732円21銭	467,398円04銭
1株当たり当期純利益金額または当期純損失金額（ ）	27,763円78銭	32,665円81銭

（注）1．当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
貸借対照表の純資産の部の合計額（千円）	8,210,787	8,827,746
普通株式に係る純資産額（千円）	8,210,787	8,827,746
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数（株）	18,887	18,887
普通株式の自己株式数（株）	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	18,887	18,887

## 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	当事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	524,374	616,959
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	524,374	616,959
普通株式の期中平均株式数（株）	18,887	18,887

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

（平成26年3月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2)販売会社

（平成26年3月31日現在）

(A)名称	(B)資本金の額（百万円）	(C)事業の内容
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
信金中央金庫	490,998 <sup>1</sup>	全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余剰資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の保管を図っています。
明治安田生命保険相互会社 <sup>2</sup>	670,000 <sup>3</sup>	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

1 信金中央金庫の資本金の額は「出資金」の額です。

2 明治安田生命保険相互会社は、新規販売は行わず、換金のみ受付けます。なお、自動けいぞく投資コースの場合の分配金再投資は行われます。

3 明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

### 2【関係業務の概要】

#### (1)受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

#### (2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### 3【資本関係】

#### (1)受託会社

該当事項はありません。

#### (2)販売会社

販売会社である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

#### 〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

##### 1.名称、資本金の額及び事業の内容

- (A) 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- (B) 資本金の額 : 平成26年3月31日現在、10,000百万円
- (C) 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

##### 2.関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

##### 3.資本関係

該当ありません。

### 第3【その他】

- (1)目論見書の表紙に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2)交付目論見書の表紙に、その使用開始日及び委託会社等の情報として、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額を掲載します。
- (3)届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4)交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5)請求目論見書に約款を掲載し、届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6)届出書本文第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して、交付目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (7)目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (8)目論見書の別称として、次を用いることがあります。
  - 「投資信託説明書（目論見書）」
  - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
  - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9)交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年 6月27日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 惠 嗣  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月29日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 蓑 輪 康 喜  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田グローバルバランスオープンの平成25年4月11日から平成26年4月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田グローバルバランスオープンの平成26年4月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。